

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

平成22年3月16日

摂津市議会

# 目 次

民生常任委員会

3月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件 .....	1
委員会記録署名委員の指名 .....	3
議案第1号所管分、議案第10号所管分の審査 .....	3
質疑（本保加津枝委員、嶋野浩一郎委員）	
議案第7号の審査 .....	23
質疑（弘豊委員）	
議案第23号の審査 .....	26
補足説明（生活環境部長）	
質疑（本保加津枝委員、山崎雅数委員、弘豊委員）	
議案第28号の審査 .....	35
質疑（山崎雅数委員）	
議案第33号の審査 .....	36
議案第31号の審査 .....	36
質疑（弘豊委員）	
議案第3号、議案第4号、議案第12号、議案第34号の審査 .....	37
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（山崎雅数委員、本保加津枝委員、弘豊委員、嶋野浩一郎委員）	
議案第9号、議案第15号の審査 .....	57
質疑（山崎雅数委員）	
議案第8号、議案第14号の審査 .....	59
質疑（本保加津枝委員、山崎雅数委員、弘豊委員）	
採決 .....	70
閉会の宣告 .....	71

## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成22年3月16日(火) 午前10時 開会  
午後4時45分 閉会

### 1. 場所

大会議室

### 1. 出席委員

委員長 森西 正 副委員長 嶋野浩一朗 委員 本保加津枝  
委員 上村高義 委員 弘 豊 委員 山崎雅数

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝  
生活環境部長 水田和男 同部次長兼自治振興課長 杉本正彦  
同部参事兼市民課長 萩原 明 産業振興課長 鈴木康之 同課参事 田橋正一  
環境業務課長 早川 茂 環境センター長 上村裕幸 環境対策課長 池上敦実  
保健福祉部長 佐藤芳雄 同部理事 福永富美子  
同部次長兼地域福祉課長 登阪 弘 同部参事兼国保年金課長 堤 守  
同部参事兼健康推進課長 阪口 昇 同部参事兼こども育成課長 稲村幸子  
地域福祉課参事兼地域包括支援センター長 川口敦子 生活支援課長 東澗順二  
障害福祉課長 吉田量治 国保年金課参事 大嶋良一 同課参事 寺田 博  
健康推進課参事 前野さゆみ 介護保険課長 山田雅也  
こども育成課参事 船寺順治

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 野杵雄三 同局参事 池上 彰

### 1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成22年度摂津市一般会計予算所管分  
議案第10号 平成21年度摂津市一般会計補正予算(第8号)所管分  
議案第 7号 平成22年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算  
議案第23号 摂津市商業の活性化に関する条例制定の件  
議案第28号 摂津市墓地管理基金条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第33号 摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第31号 摂津市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定の件

- 議案第 3号 平成22年度摂津市国民健康保険特別会計予算  
議案第 4号 平成22年度摂津市老人保健医療特別会計予算  
議案第12号 平成21年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
議案第34号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第 9号 平成22年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第15号 平成21年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第 8号 平成22年度摂津市介護保険特別会計予算  
議案第14号 平成21年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第4号）

(午前10時 開会)

○森西正委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会署名委員は、本保委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第10号所管分の審査を行います。本保委員の質疑に対する答弁を求めます。

杉本次長。

○杉本生活環境部次長 日本語教室の国際交流協会委託ということで予算を挙げさせていただく件に関するご質問でございましたが、まず、どの国の方に対してというご質問でございました。

特に、どの国ということは想定はしておりませんが、事業内容も主に日本語を使ってやるということになっておりますので、日本語を学びたい方であればどなたでも、ということにしております。

ただし、現況を申しますと、中国の方が多く、フィリピン、ベトナムの方が多いということがございますので、そういう方が中心になってるということがございます。

それから、2番目に、口コミでの周知は限界があるのではないかと、ということでございます。私の答弁がちょっと言葉足らずであったのかもしれませんが、当然、広報であるとか、ホームページであるとかで周知もした上でするわけですが、なぜ、口コミと申しましたかと申しますと、主に今の受けられてる方につきましても、市内企業での研修を受けられてる方、ベトナムの方であるとか中国の方、こういった方が受けられてるケースも多ございますので、そういった企業であるとか、市内の事業所の方であるとか、こういったことに対して、広めていただけたらなという思いがあって、口コミという言い方をしました。

また、当然、外国人登録等をされる方もございますので、市民課の窓口に国際交流協会のパンフレット等も設置いたしまして、できる限りご利用いただけるように努力してまいりたいと考えております。

○森西正委員長 早川課長。

○早川環境業務課長 リサイクルプラザ運営事業の中のペットボトルキャップなどの資源化の取り組みについてご答弁させていただきます。

現在、ペットボトルキャップにつきましては、燃やせないごみで市の方で回収しておりまして、資源化している分につきましては、ペットボトルを回収したときに、ペットボトルについたままのキャップについてのみ回収しております。それについては、かなり手間もかかっておりまして、外しまして、中についている締めふたといいますか薄いふたを外して、外のシールも外してその後洗浄をかけるという手間が結構かかっておりまして、それを資源化っていうのは、なかなか大変なものがございますが、現在は少ないながらも売却という形で収入を得ております。

ただ、今後それについて、ほかに「ペットボトルのキャップで世界の子どもにワクチンを」とかがありますので、その辺もこれから考えてまいります。

○森西正委員長 東澗課長。

○東澗生活支援課長 生活保護被保護世帯の家賃滞納対策についてお答えします。

ケースワーカーは家庭訪問など、日常の業務の中で家賃の滞納状況を確認し、滞納させないように対応していますが、必要に応じて被保護世帯の実情により、住宅扶助を直接家主に支払っている事例もあります。しかし、この方法は業務の著しい増加につながり、現在の体制では

進めにくい業務と考えています。

また、意思判断能力がない方につきましては、成年後見制度や社会福祉協議会の権利擁護事業の利用も進めています。公営住宅に入居されてる方につきましては、現在、代理納付の制度の利用を検討しています。

生活保護は生活の維持、向上を目的としていますので、必要に応じて、実施機関が求める事項について、被保護世帯には届け出の義務があります。

委員ご指摘のとおり、今後も過去に家賃滞納等があり一定の指導が必要な方には、家賃納付領収書等の提出を促し、滞納による退居に至らないように努めてまいります。

○森西正委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 本保委員の二つの質問についてご答弁申し上げます。

一つ目、通行量調査及び購買実態調査委託料が、平成19年度の予算額に比べて約3分の1に下がっている点についてご答弁申し上げます。

19年の前回調査は、三つの調査を実施しました。22年度は、計測と聞き取り調査の2調査とし、アンケート調査にかかります往復の郵便料金、返送用封筒代、調査票の印刷などの経費の大幅な削減を行っております。

また、各調査の集計やまとめにつきましては、継続的にコンサルタント会社に委託しておりましたが、担当課にも一定のノウハウを蓄積していきましましたので、今回自前で行うことにいたしました。

さらに、シルバー人材センターの人材を活用することにより、経費の削減ができたものと考えております。

ただし、分析や報告会の説明におきましては、中小企業診断士など専門の方のお力をお借りしまして、実施したいと考

えております。

次に、若者の就労支援のため、ジョブカフェなどの設置を検討してはどうか、についてご答弁申し上げます。

34歳以下の若年者の就労支援のため、近隣吹田市ではジョブカフェを設置し、就労支援を行っておられます。聞くところによりますと、吹田市は全面委託事業として、管理者1名、相談員5名の6名体制で運営しておられます。21年度の経費につきましては、家賃と委託料で約4700万円程度の経費と聞いております。就労支援の基本的な根幹業務につきましては、求人企業へのあっせんと考えております。ハローワークの情報を活用し、紹介するのが基本ですけれども、そのハローワークの情報を直接利用することができず、自前で求人を集められて紹介されていると聞いております。

本市では、就労支援のコーディネーターを兼務の2名体制と強化したところでございます。相談の最終解決に当たりましては、ハローワークで数多くの求人情報の中から、自分に合った企業を探していただき、紹介状をもらわれて就職活動をされるのが最善と考えており、その事前のフォローを産業振興課の窓口で行っております。

今のところは役割分担もはっきりしておりまして、二重行政もなく、効率的な支援と考えております。いま一度、相談者のうち、34歳以下の若年者の方の人数を把握し、その必要性などを見きわめてまいりたいと考えております。

○森西正委員長 母子家庭の自立支援は、副市長からお願いします。

○小野副市長 母子家庭の支援策で新聞等を見ますと平成21年の補正予算で大幅拡充されたということは承知いたしております。とりわけ、母子家庭の自立と

ということになりますと、働きに行きたくてもいい仕事が見つからないということはもう実態でありますし、そういった意味で看護師、介護福祉士、保育士なり、理学療養士なり、作業療法士と、いわゆる高等技能訓練の促進が一定の国の制度でできたということは、大きな前進だろうと思っております。

ただ、この現在の就職氷河期の中で、テレビで見ておったんですけども、今、新卒者も東京とか大阪へ出てこないで、地方の大学にとどまると、国公立に行くと、家庭事情で。それも、また専門職の道を非常に選ぶと。例えば、看護大学とかそういうところが大幅に伸びておるといふことで聞いております。そういったしますと、なかなかこの制度を活用するにしても、まず、その例えば看護大学に行くとなれば、相当な勉強をしないと、これ10倍、20倍の難関が待っておるといふことがありますし、現実にそういう問題が残っております。

それで、例えば子育てで母子家庭でありますと、これもテレビでやっておったんですけども、子どもを保育所に入所できなければ働けないと、仕事を持たなければ保育所に入れないと、この悪循環が現実に起こっているということで、潜在的なそういう措置できない子どもが、公表よりも何十倍もいてるだろうとあきらめてしまったということもテレビでやっておりました。

そういったことの中で、これはちょっと違う点なんですけど、東京の三鷹なんかは、3,000万円の建設補助をやると。民間を20年間借り上げ、20年保育所ということを出して待機児童対策をやったと。これは非常に我々市町村にとっても注目すべき問題だといふふうに見えます。

そういった社会環境がある程度出てこない、なかなかこの活用といいまして、まず受験があって、そして、その3年間なら3年間、看護大学は4年間ありますけども、看護師なら3年間の看護学校へ行かなきゃならない、大学であれば4年間行かなきゃならない。それで国家資格を取らなきゃならないとなりますと、相当長期に、4年、5年のスパンになってまいりますので、まず、子どもさんをどう措置をできるかということが問題です。これらの状況から考えますと、これらが本当に生かされるものとするならば、この周囲の環境を社会が整えていくということがなければ、現実の問題としてはなかなかこれを活用するのは、ごく少数の方々に偏るのではなかろうかといふふうに思います。

ただ、せっかくこういういい制度ができたわけですから、これに乗っかっていきたいという方も市内におられると思います。そういった意味で、こども育成課で自立支援員を配置いたしまして、相談に対応しておりますので、今後それぞれの希望を受けとめながら、きちっと対応していくことがまず大事だろうなど。貸し付けなり奨学金制度などがございしますから、私どもの市でも一定、ヘルパーの無料、または1時間300円利用なんかもございしますから、きちっと相談に乗らせていただくと。門戸を閉めないで、こういうことはできますけども、こういうことは可能であります、しかしここはなかなか難しいことがあります、そういったことを懇切にきちっと対応していくことがまず大事であろうなと思っております。

それから、もう一つはこういう制度を入れるのであれば、これは市長とも話をいたしますけども、国としてももう少

し制度にこの中身を入れるということも大事でございますから、そういったことも頭に入れながら、まず市でできるものをきちっと対応してさせていただくということと、もう一つは大阪府長会なり全国市長会に持っていく中身というのもございますので、そういうことを踏まえながら考えさせていただきたいなというふうに思っております。

○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 まず、ご答弁いただきました国際交流事業の方なんですけれども、現在ご答弁いただいている状況では、市内に研修に来られてる方ですとか、事業所にお仕事の目標として決められてるところとか、あるいはおられる方ということに特化されてるというような方向性だと思うんですけれども、やはり摂津市に外国人が、どの国の方が何名ぐらいいらっしゃるかということは、やはり国籍をしっかりと把握していくということも一つの、今後のいろんな社会的な情勢を見ております中でも、外国人の方が働くという状況がふえてきておりますので、こういったことについても、しっかりとアンテナを張っていただきたいなというふうに思っております。

来られた方だけ、日本語教室ですから日本語を教えるということなんですけれども、それをきちんと伝えるためには、その国の言葉で説明をするなり、何らかの形でその通訳をしなければいけない状況っていうのが存在すると思います。中国、ベトナム、フィリピンの方が現状多いということでもございましたけれども、それ以外の国の方々に対してはどのような措置がなされるのかということについては、やはりまだもう少し、きちんと全体をとらえて対応をしていただくことが大事ではないかなというふうに思います。

本市においては、なかなか外国人の方ってそう急増はしていないというふうには思いますけれども、今後のことを考えて、こういった形で外国人の方の国籍をしっかりと把握しておいて、対応がいつでもできるようにというような形で、また、国際交流事業ですので、しっかりと中身のあるもの、成果が出ると言われるようなものに進化させていくべきではないかと思っておりますので、今後よろしくお願ひいたします。要望でございます。

続きまして、母子家庭自立支援給付金事業の方なんですけれども、ただいま副市長の方からご答弁をいただきまして、ありがとうございます。おっしゃるとおり、社会事情をかんがみ、やはり若い人たちも手に職をつけて早く自立をしようという方向性があると思うんですけれども、現在、人材不足の事業といえますのは、やはり介護事業で、今後の大きな求人市場でもあるというふうに現在言われております。そこに行政として誘導をしていくような指導をするというような工夫も大事ではないかなというふうに思います。

介護の現場ではそう年齢を問われず、また、短期間で取得もできる資格もありますし、現状やはり人が足りなくて困っているという一番大きな市場でもありますので、こちらの方に、しっかりと、先ほどおっしゃっていただいたように、懇切、適切な対応をしていただいて、この自立支援制度の有効活用がなされなければ、せっかくいい制度があっても、活用ができないということでは何ものなりませんので、しっかりとサポート体制を、また行政から声も上げていただいてということでもございますのでしっかりとこの辺をくみ上げていただきたいと思っております。

また、その生活に対する支援活動につ



きましては、支援員さんの派遣ってというのは、本市独自でやはり考えていただいですることができないものではないかとということでございますのでやはり、年数ですとかそういったものに対して一定の限度を設けても、スタートのときはきちっと無償の支援員さんをしっかりと派遣をしていただいで、生活が安定するまでサポートをしっかりとしていただくように考えていただきたいと。やはり、本市も今後のことを考えましたら、財政は大変ですけれども、独自の福祉施策というものが大変重要になってくると思いますので、今後、ぜひご検討をいただけるようお願いをしたいと思います。要望です。

あと、生活保護の方ですけれども、ただいまご答弁をいただきましたけれども、やはりきちっと届け出義務を守っていただいで、保護費の支給日には、必ずその家賃納付の確認をするとか、そのほかにも公共料金など、支給されているのにもかかわらず未払いが出るというようなあってはならないことがないように、指導の強化に努めていただきたいと思います。

また、あわせて、指導力の強化ということも、これから大変注視される場所であると思いますので指導力の強化を図るためにも、急増している生活保護を受けたいという相談者に対して、適切な対応ができるように、臨時職員の増員、またそういったことも考えて、ケースワーカーとして働いておられる職員の皆さんの負担の軽減ですね、こういったことと、窓口対応の充実に取り組んでいただいでるように、ぜひ、お願いをしたいと思います。要望です。

リサイクルプラザ運営事業のこのペットボトルのキャップの資源化の取り組みについては、特に設備等があるということではなくて、そういった方向性を考え

ておられるということではなくて、売却して資源化につなげていくというご答弁でございました。ご答弁で一定理解をいたしましたけども、ご答弁にも出ておりましたように「世界の子どもたちにワクチンを」ということで、現在ペットボトルのキャップのシールを外し、中も外し、しっかりと洗浄をして送らなければならないという状況をクリアしながら、ボランティア活動でペットボトルのキャップを集めておられて、発展途上国の子どもたちにポリオワクチンを提供するということを行っておられるボランティア団体、また学校等もふえてきておりますので、回収については一定配慮をいただいで、また行政としてそういったことに対して協力ができることがあれば、しっかりと協力もしていくという方向で今後ご検討いただきたいなど、このように思いますのでよろしくお願いいたします。要望です。

あと、通行量及び購買実態調査事業の方なんですけれども、今ご答弁をいただきました中小企業診断士等の力を借りて、コンサルをやめて、本市独自でしっかりと調査をやっていくというご答弁をいただきました。今後この商業の活性化に関する条例というものが制定されるということもございますので、それ等も考え合わせて、調査事業が反映されるように連続実施もしっかりと検討していただいで、商店街の活性化に本当に資することができるような調査事業というふうにしていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。要望です。

あと、地域就労支援の方はお答えをいただきましたけれども、やはり地域就労支援に対する取り組み方ということになりますと、少しまだ弱いような気がいたします。現状、産業振興課の窓口で、ハ

ローワークからの求人はずっとはっていただいているんですけども、産業振興課に足を運んでまでそれを見ることが少ないというふうにお聞きをしています。私の方に、失職したので就業先がないだろうかというようなお問い合わせがあったときには、産業振興課の方でそのような対応をしていただいていますよということを申し上げるんですけども、知らなかったということが圧倒的に多いんですね。そういった方に対して、5階まで上がらなければわからないということが一つ不利な点でありますので、例えば1階に、5階の産業振興課にはハローワークからの案内が掲示されておりますよと、このような案内文等を、わかりやすく、大きく設置をしていただいて、産業振興課の方に求職者に足を運んでいただきやすくなるような工夫等もしていただければと思います。

また、地域就労支援の推進力となるように、今後ポリテクセンター関西との連携もしっかりと図っていただいて、ジョブカフェを設置するには、大変大きな財源が要するというご答弁でありましたけれども、しっかりと工夫をして、費用がかからないような形で、形態ではありませんので、やはりジョブカフェ摂津版の検討するというものをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、資格や技術取得については予算増額をせず、内容を充実した講座を開いていくというふうに書いておられますので、こういった点については、資格、技術取得後の就労希望者と企業との頼れるサポーターとして、本市がぜひ頑張って就労支援、希望がかなうように、この就労支援事業が成功するように頑張りたいと、成果が得られるように、ぜひ全力で取り組んでいただきたいと思います。

いますのでよろしくお願いいたします。  
要望といたします。

○森西正委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 それでは、何点かについてお聞かせいただきたいと思います。

まず、予算書の35ページになります。本保委員も聞いておられましたけれども、飼犬登録手数料のことについてであります。

実は、私、恥ずかしながら、本保委員が質問されて、答弁いただくまで、この狂犬病の予防接種の現状について、完全に勘違いしてたというか、思い違いをしておりました。要は、100%まず予防接種してるんだろかなということを思い込んでおまして、現状をお聞きして、非常に怖いなというような思いを強く抱いております。

それで、私、できることをやっていこうと思ひまして、何人か、犬を飼ってる友人に電話をしてみたんですよ。まあ、彼らは予防接種を受けてたんですけども、結構低いけれど、何でやと思う、という話をすると、「それは簡単や、高いねん。」という話やったんですね。非常に予防接種を受けるお金が高いらしんですけども、そういう状況を考えたときに、犬を飼ってる人の家計を助けるということではなくて、やはり多くの方が不安を持つわけありますから、公費負担をしていくということは、やはり市民を常に守っていくと、安全を確保していくという点からすると、私は合理的な方法ではないのかなと思ってるんですが、そこら辺の点について、まず現状をお聞かせいただき、これからのお考えがあればお聞きをしたいなというふうに思います。

それから、同じく予算書47ページになりますけれども、新規事業といたしまして、自殺対策緊急強化事業補助金とい

うものが100%府の補助でありますけれども、計上がされておりました、いよいよこのような状況になったんだというふうに、強く今思っているわけでありまして。今までは、例えば、お寺のご住職の方がボランティアで電話相談に応じるというようなことが新聞なんかでも大きく取り上げておりましたし、こういう状況がやっぱりあるんだということはわかっておったんですけれども、行政がこういうことをしていかなあかんということになってるんだと、今強く思ってるんです。22年度、この補助を受けて、具体的にどのように動いていかれるのかお聞きしたい。

また、今まで、いろんな相談事業をされてきた民間のボランティアの団体であるとか、あるいは個人の方と、どのような感じでその連携を取っていかれるのか、ぜひお聞きしたいなと思います。

それから、歳出につきましては、概要に沿って進めさせていただきたいと思うんですけれども、概要の20ページになります。バンダーバーグ市サッカー交流事業ということで、このことにつきましては、異を唱えるものではないんですが、恐らく昨年でしたか、市長がバンダーバーグ市の式典に出席をされてきて、そこでいろいろとお話をされて青少年の交流をしていこうということで、そしたら、サッカーを通じて交流をしていこうということになったんだろうと思うんです。そういうことで新規事業として計上されてるんですけれども、この事業について市から補助が出されるわけなんですね。このまず、補助の割合といったものがどの程度のものであるのか。その算出の根拠というか、基準がいったいどういったものであるのかということについてお聞きさせていただきたいなというふうに思います。

同じく概要の32ページになりますけれども、住基事務事業についてお聞かせいただきたいと思います。

年度が変わりまして、この4月になりますと、たしか首都圏だったと思いますけれども、幾つかの自治体では、コンビニで住基ネットを利用して、たしか住民票と印鑑登録証明を取れるというような事業がたしか展開されると認識をしてるんですけれども、今後、本市としてどのような展開をお考えであるのか、ぜひこの際、お聞きしたいと思います。

同じく概要の34ページになりますけれども、市民サービスコーナーについてであります。ちょっとここは所管変わってしまうんですけれども、今年度の非常に大きな、摂津市の行政としてのまちづくりのテーマとして、市民の足ですよ。今まで、例えば路線バスでありますとか、巡回バスあるわけなんですから、こういったものをどのようにして整理をしていくのかという大きなテーマがあると思うんですね。それは、例えば、この市役所についてもなかなか足を運ぶことが難しいと言われる方のニーズにどうこたえていくのかということもあるんだろうと思うんですが、そういったときに、この市民サービスコーナーを今後どのようにして活用していくのかっていうことは、非常に大きなテーマではないのかなと感じてるんですけれども、今後のあり方ということについてのご認識をお聞かせいただきたいと思います。

概要の40ページになります。コミュニティソーシャルワーク事業でございます。これは、確か、20年度の決算のときにお聞かせいただいて、今後の問題点でありますとか、展開についてもお聞かせいただきました。その中で、育児サークルの育成、また介護予防講座の充実と

いうことに取り組んでいきたいんだという答弁をいただいたわけなんですけど、まず、この点についてお聞きしたいということと、あわせて、相談事業についても充実をしていくというような意気込みが聞かれたわけなんですけれども、この点についても、どのように取り組んでいけるのか、お聞きをしたいなと思います。

54ページに移りまして、地域子育て支援運営事業の中の前向き子育てプログラム委託料でございます。山崎委員も質問されていたと思いますが、このプログラムを通じて、要はそのファシリテーターを育成していくんだというような話だったんですけれども、ファシリテーターを育成をしていって、本市の子育ての支援をどのようにして充実させていこうとされておられるのか、その全体像がちょっと私には見えてきませんので、この点についてお聞きをしたいなというふうに思います。

それから、58ページに移りまして、生活保護事業でございます。生活保護が非常にふえてるということが、非常に社会的に問題視されておりまして、本市でも、これもまた20年度の決算だったかと思えますけれども、ケースワーカーの配置ということで、基準に満たない、具体的に言うと二人少ないという状況で、今、体制がを組まれているという話だったんですけれども、こういう状況を受けて、さらにこれから生活保護を受給される方がふえていくかもしれないという状況の中で、どういう体制で臨まれようとしているのかということについてお聞きをしたいと思います。

それから、事業所データベース維持管理事業についてもお聞かせをいただきたいと思います。

これにつきましては、代表質問の中で

も質問させていただきました。少し詳しいお話をお聞きをしていきたいと思ってるんですけども、今までこの事業が始まって、多くの事業所のデータを集めてきて、また外に向けて発信をしていこうとされているんですけども、その中で、やはりより多くの情報を集めてくるとともに、新しい情報を発信をしていくということが大事なのかなと思ってるんですけども、その点について、この22年度どのように改良されていかれようとしているのか、この点についてもお聞きをしたいと思います。

それと、こども園のことについてなんですけれども、こども園が設置をされるという方向で動いていきます。そのことについて、代表質問でもいろいろと質問されておられましたし、また、この委員会の中でもいろいろと質問があったと思うんですけども、これに伴って、その体制といったものをどのようにこれから構築をしていくのか。聞くところによりますと、機構の再編というようなこともあるとお聞きをしておりますけれども、その点について、体制づくりということについてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、子ども手当のことについてお聞きをしたいと思います。まず、子ども手当を受けられる方にはどのような要件が必要であるのか。例えば、国内の居住条件であるとか、そういうことについて一度お聞かせいただきたいと思っておりますし、またぜひお聞きをしたいと思うんですが、いろいろな問題点があるんだというように思うんですが、その問題点を当局としてどのように認識をされておられるのか、ぜひこの際、お聞きをしたいと思います。

最後に、以前、決算のときに、給食残

渣の堆肥化ということでお聞かせをいただきました。この事業、当然学校で、食育ということで取り組んでいただくわけなんですけれども、やはり環境業務課としてどのような啓発活動というか、学校に対してアプローチをしていこうということについても、非常に大事な点であろうと思っておりますので、この点もお聞きをしたいと思っております。

○森西正委員長 萩原参事。

○萩原生活環境部参事 コンビニエンスストアでの住民票の交付等、今後の展開についてでございますが、住民基本台帳カードを利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書が東京都渋谷区、三鷹市及び千葉県市川市のコンビニエンスストアで取得できるようになりました。専用の通信ネットワークを利用しておりますので、個人情報の漏えいの心配はないと考えられますけれども、システム構築には数千万円の事業費が必要であると考えております。また、土日、夜間の交付も行いますので、既存の住基サーバーのメンテナンスや、現場でのトラブルの対応など、慎重に検討すべき課題もあり、先行実施団体の経過を見ながら検討をしてまいりたいと考えております。

続きまして、市民サービスコーナーを今後どのように活用していくのかについてでございますが、現在、サービスコーナーでは、本来業務であります住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、外国人登録原票記載事項証明書を交付しておりますが、それ以外に、高齢者のはり・きゅう・マッサージ助成証明書、母子手帳の交付業務を行っているところでございます。これら以外に利用できるものとしたしましては、昨年10月に戸籍の電算化システムの整備が完了しており、オンラインシステムの構築を

行うことにより、戸籍を交付することも可能であると考えております。また、関係各課との協議が必要ですが、所得証明書の交付等も考えられます。現在、第4次行財政改革実施計画の中で、市民サービスコーナーの再構築を検討しているところでございますが、費用対効果を主眼に、あらゆる可能性を含めて、サービスコーナーのあり方について検討してまいりたいと考えております。

○森西正委員長 杉本次長。

○杉本生活環境部次長 オーストラリアバンダバーグ市とのサッカー交流事業についてでございます。

平成20年に本市の市長、当時の議長、国際交流協会会長等がバンダバーグを訪問した際に、バンダバーグ市側からサッカーでの青少年の交流ができないかということに端を発しまして、本来は友好都市提携10周年記念事業としてということだと思っておったんですが、なかなか準備等の関係で、先方側の都合等もございまして、本年に実施をするというご連絡がございました。これについては非常にいいことでございますし、青少年の交流というのは、非常に大事なことであり、市としても積極的に取り組んだ経緯でございます。

実施でございますが、本年の8月の上旬を予定しております。現地ではバンダバーグ市、その近隣市及びソロモン諸島の方からも姉妹都市の方が来られて、そういうサッカーの大会をします。おおむね中学校2年生ぐらい、十四、五歳の方を対象ということで聞いております。

経費等につきまして、いろいろ検討いたしました。サッカーでございますので選手面で、中学生でございますし余り少ない人数もどうかということで、サッカー連盟等とも協議をいたしまして、少なく

とも選手16名、あと付き添いの監督さんであるとか、コーチであるとかも含めまして、22名程度の訪問団と考えております。

総経費でございますが、今までのバンダバーグ市への訪問団等の経費から考えますと、おおむね1人20万から23万円ぐらいというふうに考えておりますが、ただ、子どもたちはできればホームステイでお願いしたいと考えておりますので、もう少し経費は圧縮できると考えております。ただ、ユニフォームの交換であるとか、記念品であるとか、移動交通費であるとか、いろいろありますので、それ全体を考えますと、おおむね500万円程度は必要ではないか、500万円強になると思います。それのおおむね2分の1について、市の補助ということにしております。行っていただく方の保護者等には負担をかけることになると思うんですが、全額負担ということになりますと、やはり他の事業等や他の団体等のバランス等も考えまして、2分の1ということで予算を計上させていただいて、実施を考えております。

○森西正委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それでは、事業所データベースの維持管理等につきまして、どのようにされているかにつきまして、ご答弁申し上げます。

本市では、平成15年、緊急地域雇用創出特別基金を活用しまして、現地調査により、市内事業所の調査をし、データベースを構築いたしました。そのデータが古くならないように、年1回、データのメンテナンスを行っております。更新処理の内容につきましては、すべてのデータを紙に打ち出し、事業所に郵送し、修正箇所をファックス等で受け付けし、データの修正を随時行っております。修正後、

一定の段階でホームページにアップするという形にしております。

また、ホームページの掲載の勧誘を同時に行っております。データの中から未掲載の事業所につきましては載せていただきたいと、こういう効能がありますよとか、無料で載せれますよという啓発をしながら、掲載アップに努めております。前回より60件増の8.6%増しの現在757件のアップとなりました。

今後も、市内零細企業の情報発信や、販路開拓の支援といたしまして、事業者の同意を得る中で、掲載件数の増加に努めてまいりたいと考えております。

○森西正委員長 阪口参事。

○阪口保健福祉部参事 健康推進課に関連いたします二つのご質問に対してご答弁申し上げます。

1点目の狂犬病予防注射の取り組み、合理的な方法というようなことでございますけれども、今現在、狂犬病予防注射につきましては、残念ながら70%弱ということで、何とか昨年に、それまでは春の集合注射で市内19か所に出向いてやっておりました。それを去年から1か所増の20か所で実施をするというふうなことで広げております。

それと、過日の委員会でもご答弁させていただいたところでございますけれども、未接種者に対する接種勧奨ということに取り組みまして、今年度につきましては3ポイントほど前年に比べて増になっておるというようなことであります。

ただ、委員ご指摘のように、狂犬病というのは、罹患すれば100%死に至る、恐らく今日本で上陸してかかっても、症状の初期は風邪とよく似てるということなので、わからないだろうということが言われています。まさに平和ぼけのかなとは思ってるんですけども、そう

いった環境で、国も非常に狂犬病に関しては危機意識を持っております。私ども1年1回狂犬病の研修に出向いて、いろいろと状況をお聞きします。その中で狂犬病が発生していないのは、島国の日本、ニュージーランド、イギリス、わずかに限られた地域でしかない。人、物が動く時代には、いつ上陸してもおかしくないという状況であります。

こんな状況もございまして、昨年、狂犬病予防注射の集合接種箇所の拡大と接種勧奨ということで、一応獣医師さんと共同で取り組んだところでございます。

昨年1年間、過日の委員会でも2, 251頭の接種者ということで、これ1月末現在ですけれども、最新では2, 258頭で7頭ほどふえています。このうち、1, 522頭が春の狂犬病予防注射で接種を済まされております。私どもといたしましては、地域に出向いて近隣でやるというのが一番のやっぱり受診勧奨につながるのではないかとというようなことで、獣医師のご協力をいただきながら、利便性の高い接種方法なんかについては、今後も検討していくということでご理解をいただけたらなと思っております。

2点目でございます。自殺対策でございます。今回、新規事業として挙げさせていただいておりますけれども、自殺というのは、委員ご指摘のように、ここまで来たなという感じなんですけれども、平成10年度以降、11年連続で3万人を超えてるといような状況で、交通事故で亡くなる方の約6倍といようなことで、非常に社会問題化されて、これまでは個人的な問題といふようなことで片づけられておりましたけれども、国の方で、昨年6月に自殺対策基本法が制定されました。私ども地方自治体に、自殺対策についての対策の取り組みとい

のが義務化されたところでございます。

22年度におきましては、国で創設されました基金を活用して、来年度取り組みをさせていただくということで、歳入予算を計上させていただいております。

事業の中身でございますけれども、啓発パンフレットを、私ども今現在作成をしたいといふふうに考えております。この啓発パンフレットなんですけれども、主に、困ったときに、どこで相談したらいいとか、あるいはご家族の方がどこへ行けばいいかといふようなことを、まずお知らせをさせていただきたいといふようなことを考えております。

関西ののちの電話、大阪自殺防止センター、心の救急相談、そして、茨木保健所にも心の健康総合センターといような行政としての取り組みがございまして、私どもといたしましては、まず、市民の方に知っていただくといようなことが一番重要な入り口、初歩ではないかと考えて、啓発に取り組んでいきたいと考えております。

○森西正委員長 早川課長。

○早川環境業務課長 給食残渣のさらなる啓発について、ご答弁させていただきます。

決算の委員会のときに、委員のご要望もあって、給食残渣の啓発ということで、教育委員会の方には強く要望等をしてまいりました。さらなる啓発ということで、小学4年を対象にした社会見学等が4月、5月、6月ぐらいに行われます。そのときに、子ども等に給食といひますか食育の大事さを訴えて、子どもに給食残渣の実態を示しながら、さらなる啓発を進めてまいります。あわせて、教育委員会の方と連携をとってさらに啓発を進めてまいります。

○森西正委員長 東澗課長。

○東澗生活支援課長 生活保護の実施体制についてお答えします。

生活保護のケースワーカーにつきましては、保護世帯の増加により、過去よりその都度増員してきました。しかし、現状といたしましては、急激な保護世帯の増加で、ケースワーカーの増員が追いつかず、ケースワーカー一人当たりの持ち世帯数は平均で110世帯強と、法定数の80世帯を大きく上回っています。

一昨年末の東京千代田区の派遣村以降、生活保護は大きくクローズアップされ、また、近年は生活保護をめぐる、貧困ビジネス等が報道機関で頻繁に取り上げられています。このような現在の状況は、各ケースワーカーに精神的、肉体的に大きな負担をかけるとともに、適正なケースワークにも支障を来す恐れがあるものと考えています。

先日の委員会で、小野副市長から第4次行財政改革のもと、職員660名体制を目指している中、ケースワーカーの状況についても考慮しなければならない旨の答弁がありました。現在、職員の増員につきましては、全庁的に厳しい状況にあるものと認識していますが、生活保護は生活と命を守る、必要不可欠な業務であり、適正な運営執行に支障を来さないように、新年度に向けて、ケースワーカーの増員につきまして人事課と協議を進めています。

また、現在の経済情勢は急激に好転しないものと考えられますので、被保護世帯の増加は続くものと想定されます。今後につきましても、継続的に人事配置につきましても、人事課と協議、検討してまいります。

○森西正委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 コミュニティソーシャルワーク事業についてご答弁申し上げ

げます。

まず、コミュニティソーシャルワーク事業として、強化していく事業の一つとして、育児サークルの育成ということでございますけれども、現在は地域で行っております子育てサロンの紹介をしたり、それから育児サークルの方から依頼があれば、講座や支援策につきまして、市の地区担当の保健師と協力して出向いて説明をさせていただいたり、そういった活動を通じまして、育成に努めております。

続きまして、介護予防の取り組みですが、これまでも地域で開かれております各種リハサロン等に参加しまして、その参加者を中心に、健康づくりの自主グループ化を図ってまいりました。特に、公民館との連携を現在は重視しております。21年度につきましては自主グループが整備されておりました味生一津屋地域をターゲットにしまして、味生公民館でせつつ体操三部作を作詞作曲していただいたりピート山中さんのコンサートを開催、そのあと続けて介護予防教室を開催して、自主グループを作ってまいりました。こうした取り組みをもとに、昨年11月に、市内の23の自主グループが集まりまして、これは市長も、それから副議長にも来ていただきまして、健康づくりのグループ交流会を初めて開催をさせていただいたところでございます。22年度につきましても、今度は比較的まだ自主グループの活動が弱い千里丘地域ということで、千里丘公民館にターゲットを絞って、同じような取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それからまた、本年度は烏飼東公民館と千里丘公民館で開催したんですけれども、人生の締めくくりを考えるという講演会、これは今、まあ、お葬式の持ち方とか、延命治療の問題とか、そういった



難しい微妙な問題につきまして、自分の考えをノートにまとめて、それを通じて家族に自分の考えを伝えていくと、そういったエンディングノートという取り組みがございまして、そういった講演会の中で、CSWの方がそれとは別に成年後見制度について説明を行うなど、そういった取り組みを進めているところでございます。

それから、相談事業につきましては、現在地域福祉活動拠点あいあいホール別府、ゆうゆうホール鳥飼西、それからデイハウス味舌の3か所及び南別府団地の集会場で月に1回から2回、出張相談ということで民生委員さんと連携しながら相談活動を進めております。

また、各地域で行われておりますリハサロンや、それから地区の民生委員協議会の会議等にも出席をさせていただきまして、相談業務を進めているところでございます。

今後、できましたら、その出張相談の場所をふやすとともに、電話等での訪問調査等についても強化をしてまいりたいというふうに考えております。

○森西正委員長 稲村参事。

○稲村保健福祉部参事 こども育成課にかかわりますご質問に対してご答弁させていただきます。

まず、1点目、前向き子育てプログラム委託料についてでございますが、これは、今回このプログラムを実施いたしますファシリテーターを10名養成をいたしまして、現在、地域子育て支援センターの主催といたしまして、1シリーズ年間行っているプログラムを各中学校地域で行えるように5シリーズに拡大をしていきたいというふうに考えております。

このプログラムは、個々の親御さんがご自分のお子さんについて、こういう点

に困っている、こういう行動に困っている、そういうようなことを出し合いながら、その行動を変えていくのにはどういうふうな接し方をしていったらいいのかっていうのを具体的に学び合っていくというようなプログラムでございますので、いろいろな方に小さいうちから知っていただいて、子育てに活用していただくということが大事ななというふうに考えております。

2点目に、こども園設置に向けての体制の構築というご質問でございますが、まず、1つは、こども園の開設に向けて、準備委員会などで、現場の保育所、幼稚園の職員も含めて、さまざまな具体的な問題点について検討を重ねていくということです。

それから、摂津市全体の就学前教育、保育の充実に向けてというところで、また今後指針のようなものも必要になってこようかと思っておりますのでそういう取り組みを教育委員会とともに進めていくという方向で考えております。

さらに、機構の再編についてでございますが、保育所、幼稚園、こども園、どこに入られるお子さんについても、窓口を一本化していくということ、また、その窓口にかかわりますさまざまな事務執行等につきまして、一つの部門で行っていけるようなやり方というのを検討していくというような方向で検討を重ねているところでございます。

3番目に、子ども手当の問題でございますが、この受給者の要件については、まず、中学生までのお子さんを持たれている方ということです。それから、本市に住民登録を保護者の方がされているということが要件となっております。

監護実態があればお子さんが別居をされている場合でも、児童手当が支給され

ておりますので、それは引き続き、子ども手当についても支給されるということになっております。

問題点についてでございますが、平成22年度の子ども手当の支給につきましては、児童手当の制度と2段階と申しますか、二重になっている点、そこが一番大きな問題点というふうに考えております。現在の児童手当の制度をそのままに置いておいて、プラスのところを子ども手当で賄うという、そういう制度になっております。例えば、3歳未満児ですと、毎月1万円支給が児童手当でされてるわけなんですけれども、その1万円分は児童手当として、そして3,000円分は子ども手当として支給される、もちろん、市の方からその方に支給するときには1万3,000円、子ども手当として支給するわけなんですけれども、そういう児童手当と子ども手当とで金額が分かれているという状況にあります。

さらにそのなぜ分かれているかと言いますと、国からの補助、また企業の支出金、そして、府と市の支出金が違っているところから、そういうふうになっております。

窓口での受け付けにおきましても、子ども手当でしたら、一切所得制限もございませんし、中学生までのお子さんがおられるということだけの確認でいいわけなんですけれども、この児童手当の制度を使うために、その方が非被用者か、被用者かという区別を確認する必要がありますので、年金の確認ですとか、保険証の確認ですとか、そういうことが必要にもなってくるということになっております。そういう意味でも、市の担当といたしましては、お一人お一人がどういう条件におられるのかということを確認して、国の補助、府の補助を求めていくという

ことになりますので、そういう意味での事務の煩雑さがあるということがございます。

また、そのほか、特例交付金の方で賄われるということにはなっておりますけれども、子ども手当の所得制限外の方についても、市で出した上で、後に国から交付金として賄われるというような形にもなっております。

担当といたしましては、そういう辺りが子ども手当の問題点かなというふうに考えております。

○森西正委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 それでは、2回目です、ね、質問、要望をさせていただきたいと思っております。

まず、狂犬病の予防接種のことについてなんですけれども、今、参事がおっしゃられたことがすべてでありまして、罹患すれば100%助からないんだというその危機感は非常に私もあるわけなんです。その危機感を持っていただいて、担当課としても受診勧奨なんかを行っていただいているということについては非常に感謝するものなんですけれども、やはりそのことをもっともっと多くの方に知っていただきたいなという思いがあるんです。こういう現状なんです。100%になってないんです。恐らく、100%予防接種を受けてると思込める人、結構おると思うんです。私もそうやったんですけれども。そういうこともしっかりと訴えていきながら業務に当たっていただきたいなということも思いますし、また、これ、罰則規定はあるんですけれども、なかなかそれも適用できないというような現状があって、担当課として何ができるのかなということも、恐らくもどかしい思いでおられるんだろうなと思うんですけれども。副市長、こ

れ例えば、もっと広域的にこういう現状をしっかりと共有していきながら、例えば公費負担っていうことになってきたときに、摂津市だけでやっていくとなっても限界があると思うんですよね。例えば、市場池公園に行ったときに、そこには吹田の方もぎょうさん来られるわけで、吹田の方とも接触することがあるわけですし、淀川河川敷なんかに行くと高槻からも来られるわけで、やはり広域的に取り組んでいかなあかんと思うんです。ぜひそういうことも頭の隅に入れていただいて、もっともっと取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、要望としてお願いしたいと思います。

それと、自殺対策のことについてでありまして、今年度は、啓発のパンフレットなんかをつくっていきながら努めていこうということなんですけれども、1回目で触れさせていただいたんですけれども、今現にいろんなボランティアの活動ということで、グループでありますとか、あるいは個人の方がいろいろと相談ということについて、いろんなことをされておられるわけですね。ぜひそういう方と連携をしていただいて、行政としては何ができるのかということについても考えていただきたいと思います。やはりこういう事業を進めていこうとなってきたときの前提というものは、行政が本当に温かいかどうかということにかかっていると思うんです。ああ、あっこの市役所に何か相談すれば何か温かい対応が返ってくるんやっというような、そういう共通認識が出てくると全然違うと思うんで、やはりこれは担当課だけの話じゃないと思いますけれども、そういう意識を持って取り組んでいただきたいなということについても要望で申し上げたいと思います。

それから、バンダーバーグ市とのサッカーによる交流事業で、次長からいろいろとその経緯についてご説明をいただきました。2分の1の補助だよと。それは、例えば他の団体との関係もあるんだというお話であったんですけども、私はその細かい話をさせていただくと、この事業については、もともとのスタート地点が違うと思ってるんです。例えば連盟から何か要望が上がってきて、こういう事業やってくださいというのじゃなくて、市長が平成20年にバンダーバーグ市に行かれて、そこで向こうの方とお話をしたときに、青少年交流事業をやっていきましょうと。そしたらサッカーどうですかっていう話になっていったと思うんです。例えば500万円かかって、一人でも大体20万円から23万円かかるということになっていくと、なかなかこれ、そこまでのお金、出せませんわっていうケースが出てくると思うんです。そうやってきて、この事業がなくなってきたらどうなりますかと。これは摂津市とバンダーバーグとの関係ということについて、非常に大きなひびが入りませんか、そういうことでしょう。となっていくと、私は当然、事業の成り行きを考えていくと、全額補助やろうなと思うんです。

いったいどういった基準で、この補助といったものがなされていくのかわかるのが、余りにも基準がなさ過ぎると思うんですけども、これ、副市長がおられるんでぜひお聞きしたいと思うんですがそこら辺のことについて、これ、やはり担当課として迷うと思うんです。しっかりとしたその基準がなければ。そこら辺のことについて、ぜひお聞かせいただきたいなと思います。この点については、副市長からお願いしたいと思います。

それから、住基の事務事業について、

現に始まっておりませんし、この4月から始まっていくということで。しかし、渋谷区や三鷹市や市川市で始まってくるわけですよね。そういう先進事例ができてくると、やはり便利やなというふうにこれなっていくんだろうと思うんです。いろいろな問題点、例えばシステムの構築にも数千万かかるとかというようなお話があるわけなんですけれども、ぜひ、その問題点をまず出していただきながら、じゃあどうやったら実際に市民の方の利便性が上がっていくのかということについて、ぜひ考えていただきたいなというふうに思いますので、これも要望しておきたいと思います。

また、市民サービスコーナーについても、いろいろと取り扱いができる業務もふえてきているということなんですけれども、例えば、本来であれば本庁に赴いて相談せないかんことであっても、そこまで行けないから、市民サービスコーナーに市の担当課の方に来ていただいて、そこで相談ができるようだっていうことが、私はできるんじゃないかなと。特に摂津市というのは、そう広い市域ではありませんので、そういうきめの細かいところ、機動力を発揮をして、行政の体制といったことも考えられるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひこの点もお願いしたいなというふうに思います。

コミュニティソーシャルワーク事業でありますけれども、次長からいろいろとご答弁をいただきました。よくわかりました。また、育児サークルのことでありますとか、あるいは介護予防講座のことについても、着々と充実に向けて進んでおられるんだなという点についてもよく理解できましたし、今年度は特に千里丘の地域でそういったことに取り組んでいくということがありましたので、ぜひ地

域の実情といったものをしっかりと把握をしていただきながら進めていただきたいなというふうに思っております。

これと関連をしてなんですけれども、その次の項目として質問させていただいた前向き子育てプログラム委託料のことでいわゆるファシリテーターの養成ということなんですけれども、私がお聞きしたかったのは、要はこのファシリテーターの方10名を今回養成をされて、そういった方が地域に出て行って、どのように活動をされるのかと。今、子育てに関していろいろな悩みを持っておられる、そういった方にどのような感じでアプローチをして行って、これから摂津市全体をどうまとめ上げていくのかと。子育て支援、あるいは子育てに関するいろいろな悩みについて、どのようにして向き合っていくのかという全体像をお聞きしたかったわけなんです。

そうなるっていくと、例えば、その前のコミュニティソーシャルワーク事業の中で、育児サークルの育成ということについても、大きな課題やおっしゃってるわけですよ。しっかりとそこら辺のことも勉強していきながら、このファシリテーターの方が例えばこの育児サークルの方に、その中でまた、そのノウハウをまた伝受して行って、そこで広がっていくというようなことがあると、何か全体的に見えてくるんですね。どうも答弁を聞いているだけでは、この事業ばらばらのように感じるんです。ぜひ、そこら辺のことも一度整理をしていただいて、本当に摂津市の子育てでありますとか、福祉全体について、何を活用してどう行くんだっていうことを、もっと全体像をお示しいただきたいなというふうに思っておりますので、これも要望でお願いしたいと思います。

それと、生活保護のことなんでけれども、一人のケースワーカーで、本来であれば80世帯ぐらいをカバーできればいいんだけど、現状としては110世帯ほどをカバーしてますよと。しかも、今の社会情勢を考えていくと、まだまだふえていく可能性があるんだっていうことになっていくと、やはり増員っていうことについては、人事課と協議されておられるという話でありましたけれども、これは増員せざるを得ないと思うんですよ。660名体制になっていくとはいえ、やはりケースワーカーの増員っていうことになっていくと思うんですがこの点についても副市長にぜひお聞かせいただきたいなと。本会議でおっしゃっておられましたけれども、この委員会の中でもお聞きをしたいと思います。

それから、事業所データベースのことについても、年1回の更新をされておられるということで、しかも、その掲載の企業が相当ふえてるんだろうなと思うんですが、やはり多くのデータがここに集まってくるということになってきたときに、初めて、そしたらここに見にこようという方がふえてくるんだろうと思うんです。要は、利用される方が利用しやすい環境をつくっていくことなのかなと思うんですけれども、ぜひそこら辺のことについて、さらなる工夫ができないものなのか、ぜひお聞きをしたいなというふうに思います。

それから、こども園のことについてなんですけれども、まあ、私の印象を申し上げますと、今の行政っていうのは、機能別に分かれてるんじゃないかなと。要は教育であるから教育委員会、福祉であるからやっぱりここだというような感じで分かれてるんですけれども、この切り口を変えていくっていうことなんじゃな

いかなと思ってるんです。

例えば子どもを対象とか、あるいは高齢の方対象ということで、要は子どものことについて、何か役所に行かないかんといい方については、例えば教育委員会に行ったり、福祉に行ったりということじゃなくて、子どものことで来るのであれば、ここに来ればすべてのことができるということでその切り口を変えていくということで、私はぜひ機構改革についても臨んでいただきたいなというふうに思っておりますし、また、これはこども園ができるということで、就学前の教育ということに対して求められる機能というものがさまざま変わってくるんだろうと思ってるんです。

そうなってくると、例えば教育委員会と今の福祉部門との連携も出てくるわけですよ。そしたら、どういう問題点があって、どういうところは前進できるのかっていうことについてもしっかりと整理をしていただきながら、今後の体制のあり方ということについてもぜひ前向きに考えていただきたいなと思っております。この点についても、強く要望させていただきたいと思います。

それから、子ども手当のことについてなんですけれども、いろいろと問題点、お聞かせをいただきました。これから、4月、5月の分が6月に初めて支給されると思うんですけれども、それまでの間にはいろいろと国なり府から通達といういろいろな指示が出てこようと思うんです。ぜひ、そういったことについて、細かい点であっても、当委員会にご報告をいただきたいなということで委員長の方で、ぜひご要請いただきたいと思いません。

それから、どのような要件が要るのかということで、住民登録が要るんだよと

いう話だったんですけれども、細かい話をさせていただくと、中学生も支給されるんですかね。中学校の子どもがおって、親は摂津に住んでますけれど、例えば中学校で私立に行っていて、寮に入ってますよというようなときにどうなるのかとか、海外から日本に働きに来られていて、住民票はあると。でも、子どもが海外にいるというときにどうなるのかなど、いろんな場合があると思うんです。ぜひ、そういった点についてもちょっと細かい点になりますけれども、1回整理していただいて、きょう答弁は結構ですので、一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、給食残渣の堆肥化ということで、社会見学が4月から6月に行われるので、そのときに食育の重要性ということをおっしゃっていただけます。本当にこの点については、私は非常に危機感を持ってるんです。子どもがいとも簡単に食べ物を捨ててしまうという状況を見ていると、本当に私自身危機感持ってますし、やはり行政として、そこにもしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、ぜひ教育委員会とも意見交換していただいて、この堆肥化をせんでもいいような日が一日でも早く来るように強くお願いしたいと思っております。

○森西正委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それでは事業所ネットの今後ということで、ご答弁申し上げます。

平成22年1月にホームページの事業所ネットをリニューアルいたしました。親しみの持てる明るい画面調としまして、検索機能も業種からと事業所名からだけでなく、住所ごとに並べ換えができ、検索できるように工夫をしました。事業所の情報収集がスムーズに行えるよう、

簡易な検索に努め、今回改修いたしております。また、事業所の情報発信ができるコメント欄を追加するというので、文字数は100文字程度ですが、事業所のお好きなメッセージをご登録いただいたら、それをホームページ上に載せるという形で工夫しております。

また、今後につきましても、データベースの構築につきましても、継続しながら事業者間の情報交換の場となりますよう、掲載件数の確保には努めてまいりたいと思っております。

具体的には、目標としまして、現在757件となっておりますので、1,000件を目指して鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○森西正委員長 国際交流協会の件と、生活保護のケースワーカーの件について。小野副市長。

○小野副市長 バンダーバーグとの交流の件でございますけれども、今、嶋野委員が言われたように、10周年で市長と当時の議長が行かれたときに、当該のところからマスコミなんかも相当注目されたと聞いてますけれども、熱き思いでサッカー交流をぜひともということの提案を受けて帰ってきたということは事実でございます。ですから、市の体育協会とかそういうところから持っていくんじゃなくて、向こうの方から提案があってですね、それで市としては10周年で記念でやろうと。嶋野委員が言われましたように。あのときちょうどインフルエンザがすごい状況でしたので、そのこともあって、直ちに送れなかったということで若干延びておりました。

それで、このときに議論をした中身を若干申し上げますと、当然摂津市として10周年記念事業としてサッカー交流を行うということでそれは市を代表して行っ

てもらおうということなのですが、当時内部でも議論しておいたのは、例えばあの地域は硬式野球でもWBCにでた地域でもありますし、もうラグビーに至ってはオーストラリアとかニュージーランドは世界最強チームと。そういった中でサッカー交流で行くときに、その負担として、今、嶋野委員が言われたように100%負担、しかも小中学生とか子どもですから、保護者の負担が相当あるということで、50ないしゼロ負担とか、いろんな議論をいたしました。しかし、申し上げたように、まずその野球とかラグビーとか集団競技はほかにもあると。体協からみても、こちらをお願いするときに、なぜこれだけが市が負担する、税で賄うわけですから。そういったことについてもなかなかそう簡単には了解が得られないだろうということで、基準があるようなところがありますけども、担当としては、個人負担をあと体協とかに若干の補助をお願いするなりして、10万円以下に抑えたいという意向を持っておるように思います。

それで、全部で16名プラス監督、コーチ等で20名強ですけども、今現在、サッカーのこういう熱がありますので、心配しておりましたように応募が余りにも多過ぎて、行ってもらおう方のセレクションを今行っておる段階ということを知っております。

そのことを考えてまいりますと、市の負担で全部ということになりますと、なかなかやはりまた違う議論が出てくると。かと言って100%負担にもならない。市の10周年記念事業ということでありますから、そういったことで今回、いわゆる半額分については市の負担とさせてもらおうということで提案してきたというのがこれが事実でございます。

それで10周年記念事業でございますので、次あるのは提案がございまして、私は、まあ市長もそういうふうを考えておりますが、20周年、30周年という記念事業にこういうことを行わせていただくということでもあります。

もう一つ具体的な議論の中であったのは、蚌埠市との関係ですね。これも記念のときには市民訪問団の負担を若干市がしていった経過があると。今回は子どもをお願いしたことになりますから、保護者負担が出てくるということで半額負担ということでこの機会をお願いしたというのが内容でございます。これ、基準があるのかと言えば、100%ということでありがたいご指摘いただいておりますけど、なかなか体協の中にもいろんな団体がございまして、なぜサッカーだけがという声もあり、我々の内部で議論いたしました。向こうの提案がサッカーというような、全世界的な競技であるサッカーでございますので、そういうことの中で10周年ということで、市としても応じていこうと。ただし、これは周年事業として、次は20年、30年ということをお願いをしていくということで一定の結論を見ておるとことでございます。

それから、生活保護の問題でありますけども、この前も言いましたように、1人のケースワーカーで80ケースが基準ということを知っております。このごろ、テレビを見てましても、どこそこの市町村は、大阪市行ったら働き口もあるし、大阪市へ行きなさいといったことで、大阪市の方が国に対して、これ国庫の方で見てくれと、すぐ大阪府がふえてるといようなことをテレビで放送いたしておりました。

それで、これの問題について、以前か

らも議論があったのが、例の不正受給の問題があります。それで、これはもう切っても切れない問題がここに内在をしているということで、本来は実態調査なり指導ということで、きちっと処理をしていくんですけども、余りにもケースが多くて、なかなかそう簡単にはいかない。去年、女性のケースワーカーを入れて、男性がなかなか行きにくいところがありますから、入れましたけれども、なかなかやはり大変だということは彼女から聞いております。ケースは100件を超えているんじゃないかというふうに思っていますので、人事もこの点については十分理解しているということでございます。

それで、もう一つ、行革で考えなきゃならない点があると思います。これは、安定的な生活保護受給といいますか、もう生活保護でしかない、どの方法をとっても。これは以前に銀行振り込みで措置いたしました。それで、この辺を第4次行革で一遍聞いてみなきゃならない、その辺のところは担当はどう見るのか。それが非常に生活保護で、しかも、いわゆる不正受給とか働かないでいいとかいうことではなくて、だれが見てもそうじゃなくて、そのケースは銀行振り込みにしたんだけど、これも本会議で出ました。私も聞いておりました。この点をもう一度議論をして、そういうことが不正受給にならないというケースがあるとすれば、これはこれで銀行振り込みの拡大ということも、ケースによってきちっと対応していく部分と、そうでない部分はもう少し、以前やりましたけど、もう一度このことの議論を、第4行革の中でもしたいなというふうには考えております。この問題については、人事当局ともちゃんと話しておりますので、4月にはご指摘のことの懸念がないような一

定の体制にできるよう、努めていきたいなというふうに考えております。

○森西正委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 そしたら、事業所データベースから触れさせていただきます。これは1,000件の掲載を目指してということで、ぜひ実現をしていただきたいなと思いますし、市長もよくあいさつの中で言われるんですけども、本市は「産業のまちだ」と。これだけ多くの中小零細の事業所があるということが非常に大きな特徴なんだとおっしゃられますので、産業振興の仕事というのは、私は事業所をとにかく、駆け回ることではないのかなと思っていますし、ぜひしっかりとやりがいを持って取り組んでいただきたいなというふうに強く思います。

それから、バンダーバーグ市とのサッカーの交流事業なんですけれども、国際交流ということを考えていくと、やはりこれは約束した以上は選手を送れませんというわけにはいかんわけですよ。しかもサッカー連盟から行かせてくださいという話があったわけでもないということを考えていくと、やはり私は100%補助してもいいんじゃないかなと強く思うんですね。何でサッカーやねんって言われたら、まあ確かにそうなるんかもしれませんけれど、ただ、その話がどっから出てきたのかっていうのも大事だと思っていますし、国際交流っていうものの意味も、ぜひ私は強く感じいただきたいなと。要はそのこの町だけで処理できる話でないわけですから、そういうことも考えていただきましたかったなというふうに思います。これ今から100%にせいと言っても多分無理だと思いますので、これはもう一度お考えいただきたいなということで、とどめさせていただきたいと思えます。



生活保護の話なんですけれども、今、副市長からご答弁いただきました。不正受給の話がされました。確かにそういったことについてはしっかりと目を光らせていながら考えてみると、増員とかが出てくるわけですよね。それと、もう一つ、やはり本当におっしゃられたように、働きたいんだけど働けないという方に対して、どう指導していくのかっていうことは非常に大きなテーマと思うんですよ。決算のときにも言わせていただいたんですけども、摂津市で生活保護を受給されておられた方が、生活に困って結局コンビニに強盗入ってしまったっていうような事件があったやないですか。ああいう事件を考えると、本当にそこまでするまでに、ケースワーカーの方がどれだけ訪問されて、どれだけ相談に応じられたのかっていうことをやはり考えていかなあかんと思うんですよ。

こうなっていくと、やはりそういう点からしても、増員っていうことにならざるを得ないと思ってます。今、副市長も不正受給っていうことについて、そういう懸念を持たれないように、この4月以降の体制を組んでいきますというお話をいただきましたので、ぜひこの点については、今後の推移も見えていただきながら、何名増員できるんだということとか、具体的な点についてもぜひ取り組んでいただきたいというふうに強く思っております。

○森西正委員長 子ども手当については、また運営した中でご報告いただきたいということでお願いいたします。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時22分 休憩)

(午前11時25分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第7号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 それでは、議案第7号に対しての質問です。先ほどの議論の中でも、摂津市の中では大変産業を大切にしていますというようなことで、なかでも中小企業の多いまちという中で、このパートタイマー等退職金共済、中小の事業所で働く人を大切にするという観点からも、ほかの市にはない大変すぐれた事業ということで取り組んでこられたというふうに認識しています。

そうした中で、何度もこの委員会では年々利用が減っている状況についてどのようにとらえておられて、またどうした対策を担当課では考えておられるのか、という議論もあったかと思えます。

昨年の決算の委員会のときにも、私の方で、この間取り組まれている市内事業所実態調査、その中身のまとめが大体年度末ぐらいに出てくるのかなというふうなことで答弁いただいたというふうに思います。3月末までもうちょっとありますけれども、今の時点で中小また市内事業所の中で働くパートタイムの方、そういうところの実態についてつかんでいる中身があれば、お聞きしたいというふうに思います。

それから、予算書の12ページになりますが、歳出で、共済総務管理費のパートタイマー等退職金共済運営委員会委員報酬ですが、前年度と比較しましたら、減額になってます。この間のいろいろ流れ見てましたら、大体年間5回ぐらいの開催費用を予算として組んでるというよ

うなわけなんですけれども、この金額で見ましたら、およそ3回分ぐらいになるんでしょうか。実際にこの間開かれてる会議の回数の状況を見たら、実態に合わせてというようなことになるんだと思うんですけれども、この運営委員会で話されるようなことの中身などが、もしここでご紹介していただけるものがあれば、お聞きしたいというふうに思います。

○森西正委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それではパートタイマー等退職金共済のご答弁をさせていただきます。

まず、パートタイマー等退職金共済につきましては、一定、加入者が当時に比べますと低下傾向がありました。去年と言いましょか、今年度の当初には、4月1日の時点で219名の在籍となりました。

産業振興課としましては、このパートタイマー等退職金共済は、この不景気の中セーフティネットの位置づけとしまして、積極的に取り組みをしまして、その結果としまして、42業種で加入者数は242名ございます。10.5%増になっておりますが、3月末日現在で、一応退職される方という形で情報を得ておりますので、多い目に少し差し引き10名の減としまして、約6%ぐらいの実質増を確保したという状況です。

今後につきましても、先ほど、事業所ネットのご答弁申し上げさせていただいている中で、事業所への周知とともに、この制度の理解をしていただいて、さらなる加入促進を図っていく形で考えております。

先般、この平成21年度事業としまして実施しました事業所の調査の中におきまして、一定、粗い数字でありますけれども、パートタイマー共済のアンケート

部分も盛り込んでおり、現在把握してる状況では、パートタイマー共済をご存じの方が105件、割合にしますと20.

7%の方が制度を知っていると、また、知らないという方が54.5%、事業所の経営者におられました。また、事業所へのパートタイマー共済の内容について、概要をお示ししてありますので、詳しい内容を知りたいという事業者の方が19名、3.7%、パートや従業員の福利厚生として、一定、関心があるというご回答をいただいたところが11件の2.2%、関心がない、これが18.9%となっております。

今後につきましては、これらの事業所につきましても、一定、データを整理した時点で、パートタイマー共済の利点等をご説明させていただいて、この制度は摂津市が昭和60年から取り組んで、元本割れもない、非常にすぐれた制度だと、私ども理解しておりますので、その部分につきまして周知の上、さらなる加入が1社でもふえていただけるように、努力していきたいと考えております。

それと、予算の共済一般管理費のうち、パートタイマー等退職金共済運営委員会の委員報酬のところの部分減額されているところにつきましては、このパートタイマー共済につきまして、例えば、今1%の運用利息をつけまして退職者に給付してるわけですけども、その大きな制度の根幹をさわる場合、例えば、世の中の市中金利が大幅に変わって、1%運用が適正かどうかという判断をするときに当たりまして、委員会を設けまして、ご審議をいただくという形で複数回設けておりますけれども、今のところ、景気も厳しい状況ですけども、1%運用益等で安定してる状況ですので、その審査回数を1回減にして予算組みをさせていた

だいております。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 今お答えいただいた中で、今年度に関しては若干この利用が増の見込みというようなことで、担当の方でもそのように努力しているというふうな話をお聞きしました。

また、事業所の実態調査のアンケートの中身を聞いていますと、知らないとお答えの事業所、会社が半分以上というようなことなのは、やっぱり残念だなというふうに率直に感じます。また、関心があると、よく知りたいというようなお答えが若干でもあるというふうなことから、ここについては、鋭意また働きかけ、アプローチ等をとっていただきたいというふうに思います。

それで、知らない、また関心がないというふうな事業所が多い点ですけれども、その点やっぱり中小零細の事業所の中で、日々切り回していくのがやっとなというふうなところも多くあるのかなというふうなことも感じたりしますし、また、なかなかそこで働く従業員の福利厚生というようなところをもっと大事にしていく、そういうところに及んでいないというようなことについては、また違った点からも、行政として何らかのアプローチがいるのかなというふうなことを感じました。また、担当課におかれましては、いろいろ大変かと思えますけれども、その辺に対する働きかけについて、今後ぜひとも検討をしていただきますようお願いしたいというふうに思います。

それから、もう1点の、運営委員会の開催についてですけれども、やはり制度の中身そのものについての検討を加えるときには回数も多く持たないといけない、それはこの間の経過を見てても、理解しているところです。それで、ただこの間

の開催については、経過の報告や、またその状況を知っていただくというところにとどまっているのかなというふうに思いますが、その中で、大きく見たときには、この共済の利用というか、共済に入られる、加入の状況が減っていることとかについて運営委員の方々はどういうふうなことを感じておられるのかなというふうなことが気になったもので、質問の方にあげさせてもらいました。これはここでお答えできる部分があれば結構ですけれども、もしなければ、引き続き、適正な形で運営していただければというふうに思います。

○森西正委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 それでは、パートタイマー等退職金共済運営委員会の内容につきまして、簡単にご説明させていただきます。

運営委員会におきましては、このパートタイマーの退職金の共済の決算ということもありまして、年度当初の5月から6月にかけて、実施の方向で準備を進めて、今のところ年1回、6月に開催させていただいております。内容につきましては、もちろん会計上のご説明と実際の受給者の支払いの内容、額を説明してご承認をいただいている状況です。

最後に、加入者数の増加につきましても、何とかもう少しふやしていけないかという形で、ご意見も賜っております。事業者用の実態調査におきましても、50%を超える、制度を知らないという経営者もおられます。今後、特に事業所の雇用におきまして正職が少ない中、パートさんの比率が現実として多い以上、22年度、事業所データベースのケースアップを含めて、セーフティネットにかかわる制度ですので、できるだけ機会を通じて、チラシの同封とかを活用しまして、

周知を図っていききたいという形で委員会等に報告をさせていただいております。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 以上で、質疑を終わります。

次に、議案第23号の審査を行います。

補足説明を求めます。

水田生活環境部長。

○水田生活環境部長 それでは、議案第23号 摂津市商業の活性化に関する条例制定の件について、補足説明を申し上げます。

本条例は、摂津市商業の活性化に関する基本となる事項を定めることにより、商業者などが基本的な理念を共有し、行動することにより、市内商業の活性化を促し、地域社会の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とするものであります。

近年では、車社会の発展や大型店舗の出店による購買行動の変化、小規模商業者の後継者問題などにより、街の中心的商業施設として活気のあった商店街が空洞化し、地域商業の衰退が危惧されています。

このことから、本条例を制定することにより、商店会への加入促進と地域活動の積極的参加など、商業者の役割を明確にすることにより、一丸となった取り組みが図りやすくなり、その活動の積み重ねが商業の活性化につながるものと考えております。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、高齢化社会がますます進展していく中で、商店街は徒歩圏内で買い物ができる日常生活に必要不可欠な存在として、販売活動にとどまらず、地域のにぎわいや交流の中心となる重要な位置

づけであると考え、ここでは本条例の目的について記載しております。

第2条は、商業者、商店会、商工会の用語の説明をいたしております。

第3条は、近くで買い物ができる暮らしやすい街を呼び戻す機運は、行政主導ではなく、地域商業者みずからが主体性を持ち、商店街は地域の核であるとの認識を高めていく必要があることから、商業の活性化についての基本理念を記載し、商業者の自助努力の下、関係機関と協働し推進していくことを目指しております。

第4条は、商業者の役割として、商店会への加入や商店街の活性化に寄与する事業への協力、地域間を超えて影響を与える大型店の対象基準や努めなどを記載しております。

第5条は、商店街の役割として、商店街の環境の改善と商業の活性化に寄与する事業、商店会の組織基盤の強化、商店会相互間の連携などへの努めを記載しております。

第6条は、商工会の役割として、商業者、商店会に対する支援、地域経済の健全な発展の寄与に努めるなどを記載しております。

第7条は、市は支援対策の実施機関となることから、役割からより明確な施策として記載しております。商業者などが地域活性につながる取り組みを進めていくための支援としては、情報提供、事業資金融資、経営改善への支援、同4号の市長が必要と認めるものとして、イベント・事業に対する助成などとなっております。

第8条は、この条例の施行に関し、必要な事項を委任により市長が定めることとしております。

また、条例改正などは議会に上程し、ご審議をいただき制定することとなりま

す。

附則といたしましては、本条例の施行期日を平成22年4月1日と定めております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○森西正委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

本保委員。

○本保加津枝委員 それでは、質問させていただきます。

今、この商業の活性化に関する条例制定の件で補足説明をいただきましたけれども、この条例の策定から制定に至るまでの経緯について、なぜこのような中身になったのかについて、お聞かせをいただきたいと思います。

さらに、条例の中身について、今後の方向性ですね、計画を具体的にお聞かせをいただきたいと思います。

とりわけ、この条例の第7条の1号から4号ですね。今ひとつはイベント事業の助成等のお話がありましたけれども、具体的にこの情報の収集及び提供に関すること、第2点目の融資のあっせんに関すること、3点目の経営革新の支援に関すること、4点目の市長が必要と認めること、また、第4条第3項に掲げる、いわゆる500平米以上の店舗の配慮ということについて、どのように考えておられるのか、この点についてもう少ししっかりとした中身を詳しくお聞かせをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○森西正委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 この条例を制定させていただくに当たりまして、その経過も含めてご説明させていただきます。

本市では、国がまちづくりの法整備を進めまして、中心市街地活性化法を基本にまちづくり3法、都市計画法、大規模

小売店舗立地法、中心市街地活性化法と改正されまして、整備されました。大阪府内で、高槻市が平成18年12月に活性化の条例を制定されました。また、21年4月に、吹田市が制定されました。同5月に大阪府が活性化の条例を定めておられます。

本市におきましては、順番としますと3番目になります。まずこの条例を策定することになりました考え方としましては、摂津市では市の玄関口と言いますか、市の顔になります駅前等の地域のシャッターが降りてると、市の窓口、市の表玄関として非常に寂しくなっていると、この点につきましては、昔は人口がたくさんおられたときに、自然集積の中でその地域に商業者が集まり、商店街となったという経過がありました。今現在、そういう商店街が非常に弱体化し、閉店されてるお店が多くなってきているという状況を考えまして、市として何か手だてはないのかという状況の中で、近隣で条例を制定されてるという状況がありました。ただ、摂津市も条例を制定したら商店街の活性化が解決するのかという問題につきましては、私どもとしてはそういう安易な形では考えておりません。今回の条例制定におきまして、先進都市と言いますか、高槻市、吹田市に訪問し、情報収集をさせていただきました。最近制定された吹田市におきましては、条例制定したけれども、結果としてどうなったかと言いますと、特に会員数もふえてない。その後、何かイベントをされましたかという、こちらからの問い合わせをさせていただきましても、特に何もしていないというご返事をいただきまして、本市としましては、条例制定だけでなく、制定する以上は何らかのイベントということで、まずは商業者の協力をい

ただくということで、「こども110番」を、これにつきましては経費云々じゃなくて、商店街がやっぱり社会的な貢献という考え方で、まず一致団結してもらおうという形で取り入れていきたいと思っております。その次に、市長の英断されました商品券の第2弾を発行することにより、商業者の力をお借りして、また商工会の力もお借りすることで、商業者が一丸となって初めての取り組みとして、進んで行けるのではないかなという考え方で計画をしております。

次に、第7条の事業の内容ですけれども、今回第7条に規定させていただいております摂津市の施策というところで、各条立てで、商業者の役割、また、商店会の役割、商工会の役割と、役割表示をしておりますけれども、摂津市におきましてはいろいろな支援をしていく実施機関として、施策という形で一段厳しいと言いましょか、きっちりした形で書かさせていただいております。情報収集につきましては、先般実施しました、事業所動向調査、また22年度に実施する購買実態調査などの情報につきましては、随時こちらから商店会または商工会等に情報提供させようということと、もちろん国からの助成事業のいい話がありましたら、そういう部分も随時商店会の会長等にお示ししていきたいということを考えております。

事業者融資のあっせんにつきましては、これは従前どおり中小零細の支援という形で続けさせていただくということで考えております。

経営革新につきましては、従前事業者を中心に支援をしてきたわけですがけれども、この22年度には、商店会への年に一度の、例えば年度末の定例会とか、毎月開催されてる定例会の中に、専門家を

派遣して、動向調査や購買実態調査の情報をひざを交えて中小企業診断士等の専門家が説明をしに行くというようなことも企画しております、そういう部分の支援を取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、第7条第4号に規定しております、その他と言いますか、市長が必要と認めることにつきまして、これはまず基本的に商業の活性化の補助金の執行を考えております。これは申請をいただいて決裁をとり、許可をし承認をして支出している形式上、一応この第7条の第4号に規定させていただいております。こういうような補助金の支出等を踏まえまして、支援してまいりたいと考えております。

次に、500平米のご質問につきまして、ご答弁申し上げます。大型店舗につきましては、今回500平米で規定をお願いしているわけですがけれども、産業振興課では、200平米以上から1,000平米未満の事業所につきましては、すでに中規模の届け出をいただく形になっております。ただ、大型店という認識は、以前、大型店舗立地法にありました二種が500平米以上という規定がございまして、この規定を活用するということと、200平米以上までに下げますと、コンビニエンスストアの面積が大体200平米前後の店舗面積になっております。コンビニエンスストアの1店舗がその周辺地域に大きな影響を与えるかとなりますと、1店舗が出たからによって、その地域の商業が成り立ちにくいという状況にはなりませんので、一定、法的に定められておりました、500平米という物差しを使いまして進めていきたいと考えております。

○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 このまちづくりの国の施策の法整備された後に、こういった現状が近隣市でも進んでいたと。しかし本市においては安易な考えで近隣市に習ってつくったものではないというようなご答弁をいただきました。一步進んだ気持ちで、この条例を制定するに至ったということは評価できるものだと思いますけれども、今、おっしゃっていただいた、この具体的内容につきましては、現状とさほど中身が大きく変化をしているというものではないというふうに感じたところです。

現状は、されているその中身について、この条例にのっけていく、あるいはこの中身に沿った形での条例になっているのではないかというふうに受けとめたんです。特に第7条につきましては、2号、3号については、しっかりと中小企業の皆さん、また、商店主の皆さんをサポートしていくというような形でお答えをいただいたと思うんですけれども、専門家を入れるにしましても、アンケートなんかの結果もこの商店会の活性化に資するように提供していきたいというふうなお答えもありましたけれども、やはり単年度で制定をされたときだけというような考え方を決して持たないでいただきたいと思います。無論そういった考えでは条例の制定はなされるところではないというのは承知をしているところですが、やはり条例の制定がされたそのとき、あるいは策定から制定に至るまではかなり議論をされてても、制定後はなかなかその件について、深くさらに議論されるということが少ないのではないかなというふうに危惧をいたしますので、今後ともこういった中身についても、ことはこういう具体性、来年はこういう具体性というふうに、計画性を持って取り

組んでいただきたいと思います。

500平米以上の店舗に対する配慮という、その周辺に及ぼす影響を配慮するという項目については、コンビニを例にとってご説明をいただきましたけれども、とりわけ業種の方の問題もやはりあると思いますのでね、こういった点についてはどのように考えておられるのかを、お聞かせをいただきたいと思います。また、こちらから条例を制定したからといって、影響に配慮したのは市の方でありまして、500平米前後のそういった店舗の方に対して、こちらから何を求めていくのか、どのような配慮をお願いしていくのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

また、あわせて商店主の皆さんへの周知ですね、この条例が制定されますと、現場で毎日毎日お忙しく経営に奔走されている皆さんにとってはですね、こういった内容の周知をどのような形でされていくのかということも、一つ大きなポイントではないかと思しますので、商店主の皆さんに、実質的にどのような形で、大体基本は広報、ホームページというふうなお答えなんですけれども、さらに何か具体的にこちらから働きかけていくというようなことがあるのであれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○森西正委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 まず、この商業の活性化条例をご承認いただけましたらという前提で、市の行政として支援していく内容が、大きく、それほど変わっていないのではないかとのご質問にまずお答えさせていただきます。

この商業の活性化条例は市内商業者、商店連合会、商工会、摂津市が協働して支援して、実施していくという考え方に立っておりまして、当然、内容につきま

しては、従前からしてる延長線上の内容になっておりますけれども、今まではどちらかという、行政が先に出て、後押しをするのではなくて、前に出ているという取り組みの傾向がありました。今後はやっぱり事業者の方がまず先頭を走っていただいて、行政が後押ししていくという姿が本来かと思えます。ですから、新たな取り組みを企画して実施するのではなくて、過去からやっていただいている部分を一工夫しまして、気持ちを持っていくという形で、「こども100番」のお店とか、セッピー商品券に取り組んでまいりたいと思っています。

次に、第2段の商品券発行の周知につきましましては、この条例ができましたら、もちろんホームページと広報誌とか掲載するのは基本ですけれども、今回は4月以降に「こども100番」関係をし、さらに予定としましては、年末には商品券の発売という形を考えておりまして、行事としては本当に盛りだくさんで、非常に担当課もタイトな状況になっております。今回、周知の一番大きな目玉としましては、商品券の発売に当たりまして、先般370件を超える事業所の登録をいただきまして、順調に成功しました商品券の、事業所の登録をするに当たりまして、この条例の文章を表題の方に入れまして、趣旨内容も少し簡単に解説した部分を入れた中で、取扱店を募集するという工夫による事業者への周知、それと商店会等を通じまして条例文を各会員さんにもお配りしていただくような形で取り組みを考えていきたいと思っています。

この、商業の取り組みにつきましましては、商店街等、ご協力いただく中、500平米以上の大型店に定めを入れております配慮という言葉ですけれども、これを申

上げますと、大型店は地域に、先ほども申し上げたようにかなり影響ございます。地域の中小零細の商売について非常に影響を及ぼすことも鑑みまして、当然これは商工会と連携を図りながら、当然イベントもそうですけれども、いろんな事業については積極的にかかわってもらおうということが絶対必要かと私どもは思っております。当然、商工会の会員になっていただくとか、また常に商工会と情報共有されながらどうしていくべきか、また地域が元気になったら自分らにも、500平米以上の大型店も相乗効果があります。昨今、大阪でも百貨店等が閉鎖する中、また新たにできる若者の心をつかんだ小さなお店がその付近に、また同業のお店ができたりとかしまして、販売の仕方も変わってきており、その辺も踏まえ商工会等の支援をいただきながら、摂津市としてどうあるべきかを考えていきたいと思っています。

○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 行政が先か、商工会とか商店街の皆さんのアクション、どっちが先かとか、後かとかというそういう考え取っ払っていただいて、つくった限りは結果が出るような取り組みをしっかりとっていただきたいと思っています。

また、どのような業種を誘致してくるのかということについても、やはり市の方はしっかりとリサーチするなりして、その業種が入ってくることをしっかりと誘致をしていって、商店会が活性化していくことに資することのできるような業種を選定していくということに対してでも、しっかりと努力をしていただきたいと思っています。

また、500平米の店舗に対する配慮ということについては、やはり呼びかけ働きかけについては、積極的にかかわる



ことで協力態勢、連携をとっていった、周辺の地域の商店会を理解をしていただくということのご答弁をいただいたように思いますので、この辺についてもやはり行政が主導でしっかりと働きかけをしていかないと、双方を結びつけるものがなかなか現状ではないと思いますので、その辺についてもしっかりとサポートについては、工夫を凝らしていただいて、積極的に取り組みを続けて、摂津市は商業の活性化条例を制定したことによって大きく変わったと、評価を、また、結果を出していけるように、頑張っていたきたいと思います。よろしく願いいたします。要望です。

○森西正委員長 暫時休憩します。

(午後0時1分 休憩)

(午後1時 再開)

○森西正委員長 休憩前に引き続いて再開します。

ほかに質問はございますか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 先ほど、摂津市商業の活性化に関する条例の論議の経過とか背景をお聞かせいただきました。まちづくり3法とか、高槻、吹田、大阪での産業振興条例だと思っておりますけれども、こういった扱いも検討にという話が出ました。ということであれば、これは産業振興条例に類するものであるのかなと思っておりますけれども、そうすると1999年の中小企業基本法の改定の後、産業の振興、とりわけ地場産業の振興が自治体の責務ということになって、国の施策を自治体が執行するだけでなく、独自に振興策を持たなくてはならなくなってきたという背景があると思います。それで、各地で産業振興条例が策定されて、大阪の八尾、東大阪、東京の町田とか、特色ある町工場の支援とかに乗り出しているとお聞

きをしております。

今回のこの条例がこれに類するものということになりますと、商品券発行の裏づけとなる条例も必要だとは思いますが、摂津の産業の特色として、商業を位置づけたという意味合いがあるものだと考えるんですが、こういう意味を持たせるということは非常に大きいことだと思っております。アンケートとかデータベースで摂津の産業全体をとらえる中で、商業に特化した振興が必要だというふうに考えられたんだと思っておりますけれども、ともに摂津の産業振興全体についても、これからさらに議論を深めていく必要があるのではないかと思います。それに対するお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

摂津の事業は、場所的に流通関係も多いということは言われてきております。実態調査をどうしていかれるのかと、またこの実態調査などを、どう生かしていくのかというのをあわせてお答えいただきたいと思っております。

この具体的な施策としては「こども110番」、商品券、これも非常に効果があるんでしょうけれども、近畿道など、移動しやすい土地柄ですね、建設業に従事する市民も多いというところで、代表質問でも聞きましたけれども、同じ規模の予算で住宅リフォーム助成などが可能ではないかと考えております。

また、商店街への後押しというようなことを言われましたけれども、既になかなか元気がないというところでは、直接助成など、この条例を生かして、今後の政策展開、さらに発展させていくという考えがあるかどうか、そのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

3点目としては、この条例の条文なんですけれども、商業者と商店会と商工会

という位置づけをされてますけれども、市内商工団体とか、これに含まれない部分がないかどうか、商店会中心に展開がされるのかなというのが、第5条第2項ですね、商店会は商業者の加入促進とかですね。こう見ると、商店会中心の施策に陥らないかなというような気もしましたので、この辺の整理ですね、市内商工団体とかこういったところに網羅というか、もれないというような条文が必要ではないかと、商業者ということで一口にくくってしまえばいけるのかどうかというのを、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○森西正委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 まず、商業にかかわる活性化の条例ということでは、先ほどもお話しさせてもらいましたけれども、中小企業の中で、摂津市には表玄関になります駅前等にシャッターが閉まっている中で、本市としましては商業を第1にしまして、何とか現状維持、できれば改善を図っていききたいという形で進めております。

もちろん、委員ご指摘の事業者の中には、工務店があつたりとか、いろんな事業者がありまして、当然、産業振興課としては全体的に物事を見ていくことが必要かと思えますけれども、とりたてて今、現状の表玄関が厳しい状況になりつつある中で、一定、手だてを打つ必要があるのではないかという形で、条例については取り組んでおります。

それと、具体的な施策につきましては、今回は「こども110番」の店と、また商品券という形にしておりますけれども、当然この活性化の条例ができて、22年度だけ二つイベントをすれば解決するものではないと思っております。イベントの内容ももちろん、いかに商店会の人、

商業者、また当然、商店街にはない道路沿いにあるお店とかも含めまして、取り組みをいかに商業者の方が自主的にしていただけるかというところを注意しながら、自主的な思いで動いていただけるような形で考えております。商売というのは利益追求になりますので、その辺で商業者がある程度自立していただかないことには、行政が支えるというのは非常に困難な状況で、行政の方がバックアップしていきますよ、頑張りましょうと、商業者の方が自主的に前を向いて積極的に、当然後継者問題とかいろいろありますけれども、頑張っていくましようという、一つの、目指す方向を一にするといいましようか、一緒にするという形で、今回の条例を制定させていただいております。

それと、条例は非常に短い条文になっておりますけれども、複雑な条立てをいろいろ入れますと、やはり商店街の方にも非常に理解しにくい、わかりやすい条例の方が目指す方向がわかりやすいという思いも込めまして、そういう形でシンプルな内容にしております。

また今回、活性化の事業として商品券の発行をするわけですが、商品券の発行の中でも、その商品券は市内のすべての事業者が使ってもらえるように、登録さえすれば、その取扱店となれますので、先般でも工務店等でもご登録いただいて、当然、住宅改修か、ちょっとした手直しかわかりませんが、商品券を使われて換金ということもございしますので、市内の事業者に消費の拡大ができるように、医療も含めてどこでも使えるような形で、全体的な活性化を図っていききたいという形で商品券は今後も取り組んでまいりたいと考えております。

それと、商店街等への直接的な支援ということですが、この条例という

のは、あくまでも商店会さんが自主的にやっ払いこうという状況を構築しまして、それとともに商工会、商店連合会、摂津市ともに汗かいていこうということを考えておりますので、一応直接的な支援じゃなくて、いかに後方支援の中で、商業者が前を向いて仕事をしていただけるかということに徹していきたくいと、現段階では考えております。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 では、2回目の質問をさせていただきます。要望でも結構だと思ふんですけども、摂津の産業振興全体について、自治体が責任持っていかななくてはならないというところでは、特にこの商業に特化するとか、位置づけたということは非常に大きな意味があると思ふんですけども、あれもこれもと言うと、それこそ特色がなくなってくるというところもありますけれども、産業振興全体について支援をするという条例か何かの検討をぜひしていただきたいと思ふます。要望としておきます。

それと、そういった意味で、いろんなほかの事業所などについても、支援ができるような仕組みをつくっていただきたい。というのは、やっぱり仕事と、今、現在で言うと商業についても、それこそ売上というか、不況対策がやっぱり必要なんですね。みずから広告費もかけて元気のあるところを応援していただくだけでは、やはりもう今の状況としてはね、大変なんだと、それこそ不況対策、仕事をつくっていく商売をそれこそ活性化していく直接支援というのが、今、元気のない商店街に必要なんだと思っておりますので、そういった方向に発展ができるような扱いをこれから検討していただければと思っておりますので、要望としておきます。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 そうしましたら、議案第23号にかかわって、先ほどから議論されてきてますけれども、私の方から1点、この第3条の基本理念にかかわるところで、お聞きしたいというふうに思ふます。

この条文の中では、市内における商業の活性は、商業者みずからの創意工夫と自助努力のもと、商業者、商店会、商工会及び市が協働して推進することを基本として行われるものとするというようなことになっております。もちろん、そのことはそのとおりでなというふうに思ふわけなんですけれども、商店街の今の現状、だんだんと衰退しているような状況を見たときに、その背景はやっぱり今の不況であったり、また人口が減少するような状況、高齢化やいろんな背景があるというふうに思ふます。

また、地域によっては、商店がやっ払いけなくなる、その背景に、その近くの工場であるとかがなくなる、また、そこで働いてる人の状況が以前とはさま変わりして、もうやっ払いけないというような状況もあるかというふうに思ふます。

そういう意味では、自助努力、また創意工夫ももちろん頑張っ払いっていくけれども、自助努力だけで商売を続けられないというような状況があちこちで起こっ払いきているんだというふうなことを実感してまして、そうしたこともあっ払い、昨年の商品券の発行の事業の際にも、委員会の中で、私の方から市内の商店をどう市民が守っ払いっていくかのような、そういう働きかけが市としても啓発等、努力してやっ払いけるのかなというふうなことを提起させてもらっ払い経過もあります。

この条例の中では、特にその市民活動なり、そういったところは反映してないのかなというふうに思ふわけなんですけれども、その辺のところの見解をお伺

いできたらと思います。

○森西正委員長 鈴木課長。

○鈴木産業振興課長 この商業にかかわる活性化の条例におきまして、市民の活動の規定をしておりません。なぜかと言いますと、商業と申しますのは基本的には商売でございます。商いと言うこともできるんですけども、これはあくまでも、市民の、購買者が欲しい物をお金を出して買われるという形が商取引ですので、当然お店については、スーパーでしたら値段が安くて売ってる、または商店街でしたら、同じ値段にはできないけれども、対面販売で、世間話をしながら物が買えると、昨今人々の関係が希薄となる中、そこに値打ちがあるという形で、商店街で買い物をされてる方もおられますので、特に条例の文書の中で、市民の規定を入れるのではなくて、市民の方が、希望するところで買えると、商店街の人、また商店の人がいろんな創意工夫しながら、いろいろ知恵を絞りながら、当然、高齢化も進んでおりますので、その高齢化の人に対して、どういう形で商取引を工夫すれば、さらに売り上げ上がるのかとか、いろいろご自身で考えていただく中で、それについての勉強会を開催してくれとか、人の派遣、専門家の助言だけもらいたいとか、いろんな後方支援については本市としても精いっぱいさせてもらうという形で考えておりますので、条例の中で市民の役割とか市民の協力とかいう形の言葉の部分については記載しておりません。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 商店街の問題で言いましたら、市民の皆さんも大変問題意識も持って、正雀にしろ、千里丘にしろ、駅前がこういう状態でいいのかなというふうな中で、総合計画をつくる中での、まち

づくり市民会議の方でも、この商店街の活性化対策をどういうふうに、具体的にこうしたらいいというようなところまで突っ込んで提案されてるかと言いましたら、まだそうはなっていないのかなというふうにも思うんです。、例えば、私きょうは、このまちづくり市民会議の提言書を見てるんですけども、駅周辺のにぎわいづくりという提言項目の中で、市民、商店街、大学が一体となってまちの将来を積極的に考えて、自分たちからできることを実践していこうとか、そういうことです。また、将来こういうふうな姿でありたいなというふうなことで、摂津市内で買い物する人が多くなっている。そういうことなども議論の中で真剣に話し合われて、こういう形で出てきてるんだというふうにも思っています。

また、住民と行政との協働で取り組むことというようなことで、実現に向けた取り組みのアイデアで出されてる中には、商店街における飾り物を魅力的にしたりとか、街路樹の手入れをしたりとか、駅周辺をきれいにするというような提案を、また、ここでもまた出てるのは、市民、大学などと行政が協力して、商店街のイベントを企画開催するというようなことがふれられてます。この間も正雀のまちなんかでは、商店街とまた自治会とかとが協働してのイベントというかお祭りにかわかってもらうというようなことも生まれてるかというふうに思いますし、また、産業振興課の担当の方でもいろいろと働きかけも行っていただいて、今度、銘木まつりなんかをやられていくというようなことも耳にしていますけれども、そういった形の活動、市民を巻き込んだいろんな取り組みですね。なかなか条例にそれを盛り込むというふうに至っていないのは、今、ご説明いただいたところ

なのかというふうに思いますけれども、鋭意、工夫や努力をしてもらう中で、本当に今の商店街、このままでいきましたら、商店街としての体をなしていかないようなことなのかなというふうにも思います。だからこそ、今回のこの条例の提案になってるというふうに思います。最大限いろいろと力も知恵も振り絞ってもらって、役割を果たしていただきたいというふうに要望としておきます。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時17分 休憩)

(午後1時18分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第28号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、議案第28号に関して質問をいたします。

一般会計での説明でも、墓地の塀の修理など、もう言及ありまして幾らか説明いただいているんですけども、改めて、地元、一津屋で管理ができなくなった状況などをお聞かせいただきたいと思えます。

○森西正委員長 阪口参事。

○阪口保健福祉部参事 それでは、今回お願いいたしております、墓地管理基金条例でございますけれども、もともとは烏飼中墓地と烏飼下墓地の2か所の墓地の新設にあわせて、昭和62年3月に条例化をされたものでございます。これら2か所の墓地の管理経費の財源として、これに充てるために、この基金条例ができたということでございます。

この条例ができた当時、もう既に一津屋西墓地、市営墓地として条例化されておりました。この一津屋西墓地につきまして、基金の対象にならなかったのは、当時既に地元の墓地管理委員会に委託をしております、それで当時できました基金条例から、この一津屋西墓地の管理については除外されまして、一津屋西墓地については委託で、そして他の2か所については直営でということで、今日まで至ったわけでございます。

こうした枠組みの中で、地元で管理をいたしております、この一津屋西墓地のブロック塀の老朽化が進みまして、これもバス停に通じる市道なんですけれども、これに面して建っておるというふうなことで、かなり隣接のダイキンの塀が新設されたこともございまして、かなり危険な状態になってきたというようなことで、私どもの方から、この墓地管理委員会の方に、その当時お預けしております基金でもって修繕をお願いできないでしょうかというようなことで申し上げました。当時の、昭和49年にこの管理の契約を地元と結んでおるわけですけども、当時結んでおったときの役員の方、1名のみが生存されまして、その方もかなりご高齢になって、実質的にはその方が管理運営をされておられたというようなことで、後々この管理について責任が持てないと、他の役員の方についても事情がよくわからない中で、高齢化されてきておるといような事情もございまして、市との管理委託契約を解消したいといようなことで申し入れを受けまして、あわせて修繕の必要性といようなこともございましたので、私どもの方で、昭和49年当時の管理契約について、解消に向けて協議をさせていただきまして、当時お預けしております基金の元金をお返し

いただきまして、昨年の9月、これの解消に至ったということでございます。

それで、今まで委託をしておりましたので、市の直営ということになりますので、鳥飼下、鳥飼中墓地と同様に、この基金をもって、今後維持していくというようなことで、今回一部改正をお願いをいたしております。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 そういったことで伺いますと、やはり、高齢化というか、社会現象が大変な状態になってきているのかなと。自治会なんかもいろいろ高齢化が進んで、事業が大変だという話も聞きますけれども、ぜひとも公的な責任というか、これから高齢化社会を迎える中で、やはりこういった吸収せざるを得ないところを、しっかりと公的な責任を果たしていただけるように、お願いをしておきます。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 以上で、質疑を終わります。

次に、議案第33号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時23分 休憩)

(午後1時25分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第31号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 この議案第31号です。

摂津市保育実施に関する条例の一部改

正ですが、この議案の説明の際に、児童福祉法の改正に伴う、用語の改めだということで、これまで保育の実施を保育所における保育ということで、私も最初はということかなというふうに思っていたんですけども、これ家庭的保育事業、保育ママと区別してというようなこととお聞きしました。

これまで法律で位置づけがなかった、この家庭的保育をきちんと位置づけてやるというようなことでは、大事なことかなというふうに考えているんですけども、この際ですので、摂津の中でこの事業にどういふふうに取り組みられるかというふうなことがお聞きできたらというふうに思います。

○森西正委員長 稲村参事。

○稲村保健福祉部参事 家庭的保育事業についてでございますけれども、摂津市におきましては、この事業は実施はいたしておりません。

保育所の方で、保育を基本的に行っていくということで、考えておりますので、現在のところ、家庭的保育に取り組んで行くという方向性というのは持っていないというところでございます。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 現在、摂津では、まだ取り組んでいないというふうなことをお聞きしました。

この家庭的保育事業ということで、今後ニーズがあるのかなというふうには思いますけれども、今、行っている保育所での保育というのが基本にあって、行政としては、そこでの取り組みを強めていくというようなことを、厚生労働省の委員会の中でも、そういう話で進められているように、調べた中では検討されてました。

ただこの、保育ママというのが、いろ

いろ規制改革会議の中では、緩和していくようなことの議論もやられているとかという動きもあるもので、やっぱり心配だなというふうなことは感じているところです。

摂津市においては、当面そうした方向ではなく、その保育に欠ける子どもたちの豊かな発達や成長や、そこのところについては、しっかりと認可の保育所なり、公立の保育所の中でやっていけるといふようなことを、今お聞きしましたから、その点は引き続き頑張っていっていただきたいというようなことだけ、申し述べさせていただきます。

○森西正委員長 ほかにございますか。

「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時29分 休憩)

(午後1時31分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第3号、議案第4号、議案第12号及び議案第34号の審査を行います。

本件、本4件のうち、議案第4号、議案第12号及び議案第34号については、補足説明を省略し、議案第3号については、補足説明を求めます。

佐藤保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 それでは、議案第3号 平成22年度摂津市国民健康保険特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、10ページ、款1、国民健康保険料、項1、国民健康保険料、目1、一般被保険者国民健康保険料は、被保険者数の減などにより、前年度に比べ1.6%の減となっており、収納率は現年度分が92%、滞納繰り越し分が10%を見込んでおります。

目2、退職被保険者等国民健康保険料は、被保険者数の減により、前年度に比べ9.1%の減となっており、収納率は現年度分が97%、滞納繰り越し分が18%を見込んでおります。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料、目1、督促手数料は、前年度と同額となっております。

12ページ、款3、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、療養給付費等負担金は、前年度に比べ3.5%の減で、療養給付費の算定に当たって、前期高齢者交付金を控除する仕組みとなっていることから、医療費は増加したものの、前期高齢者交付金が、大幅に増加する見込みであることから、減額となったものでございます。

目2、高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ6.2%の減で、高額医療費共同事業医療費拠出金の減に伴い、その4分の1の法定負担分を見込んでおります。

目3、特定健康診査等負担金は、前年度に比べ2.4%の増で、特定健診、特定保健指導に係る法定負担分でございます。

項2、国庫補助金、目1、財政調整交付金は、前年度に比べ8.4%の減となっております。

目2、介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、370万2,000円で、介護従事者の処遇改善に伴う介護報酬の増によって、介護分保険料が増加しないよう、平成21年度と平成22年度に限り交付されるものでございます。

目3、出産育児一時金補助金は、360万円で、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、出産育児一時金の支給額を4万円引き上げることとなり、その費用の2分の1が国庫補助

金として交付されるものでございます。

款4、療養給付費交付金、項1、療養給付費交付金、目1、療養給付費交付金は、前年度に比べ30.9%の減でございます。

14ページ、款5、前期高齢者交付金、項1、前期高齢者交付金、目1、前期高齢者交付金は、前年度に比べ44.1%と大幅に増加しております。これは、概算交付額の増加に加え、過年度精算分が加算して交付される見込みとなったことによるものでございます。

款6、府支出金、項1、府負担金、目1、高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ6.2%の減で、先ほどの国庫負担金と同様、高額医療費共同事業医療費拠出金の減に伴うものでございます。

目2、特定健康診査等負担金は、前年度に比べ2.4%の増で、特定健診、特定保健指導に係る法定負担分でございます。

項2、府補助金、目1、事業助成補助金は、前年度に比べ11.8%の増となっております。

目2、老人医療波及分補助金は、前年度に比べ13.4%の増。

目3、障害者医療波及分補助金は、前年度に比べ15%の減となっております。

16ページ、目4、財政調整交付金は、前年度に比べ15.5%の減となっております。

款7、共同事業交付金、項1、共同事業交付金、目1、高額医療費共同事業交付金は、前年度に比べ18.9%の増。

目2、保険財政共同安定化事業交付金は、前年度に比べ17.7%の増となっており、平成21年度実績を参考に見込んだものでございます。

款8、繰入金、項1、一般会計繰入金、目1、一般会計繰入金は、前年度に比べ

8.7%の減で、赤字解消繰入金の減によるものでございます。

目2、保険基盤安定繰入金は、前年度に比べ8.1%の増となっております。

18ページ、款9、諸収入、項1、雑入、目1、一般被保険者第三者納付金、目2、退職被保険者等第三者納付金、目3、一般被保険者返納金、目4、退職被保険者等返納金は、過去の実績を勘案し、計上させていただいております。

目5、雑入は、現金給付の指定公費67万2,000円を見込んでおります。

次に、歳出でございますが、20ページ、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費は、前年度に比べ1.6%の増で、これは主に被保険者証の更新年度に当たり、書留郵送料が増加したことによるものでございます。

目2、連合会負担金は、前年度に比べ104.8%の増で、これは平成23年度のレセプト電子化に伴う機器更新の負担金によるもので、当該支出は全額、国の調整交付金で措置されるものでございます。

目3、市町村部会負担金は、前年度に比べ50%の減となっております。

項2、徴収費、目1、賦課徴収費は、前年度に比べ6.7%の減でございます。

22ページ、項3、運営協議会費、目1、運営協議会費は、前年度に比べ3%の減となっております。

款2、保険給付費、項1、療養諸費、目1、一般被保険者療養給付費は、前年度に比べ7.5%の増で、1人当たりの費用額は、前期高齢者分の大幅な増加を考慮し、若人が約18万9,800円、前期高齢者が約52万9,900円、未就学児が約18万5,000円を見込んでおります。

目2、退職被保険者等療養給付費は、



前年度に比べ18.9%の減で、1人当たりの費用額は、約40万7,900円を見込んでおります。

目3、一般被保険者療養費は、前年度に比べ4.5%の減でございます。

目4、退職被保険者等療養費は、前年度に比べ58.3%の減でございます。

目5、審査支払手数料は、前年度に比べ8.8%の減でございます。

24ページ、項2、高額療養費、目1、一般被保険者高額療養費は、前年度に比べ21.7%の増で、1人当たりの医療費の増加によるものでございます。

目2、退職被保険者等高額療養費は、前年度に比べ8.8%の減となっております。

目3、一般被保険者高額介護合算療養費は、前年度に比べ33.3%の減となっております。

目4、退職被保険者等高額介護合算療養費は、前年度と同額でございます。

項3、移送費、目1、一般被保険者移送費、目2、退職被保険者等移送費は、前年度と同額でございます。

項4、出産育児諸費、目1、出産育児一時金は、前年度に比べ5.3%の減でございます。

目2、支払手数料は、3万8,000円で、平成21年10月から始まった、出産育児一時金の直接払いの手数料でございます。

26ページ、項5、葬祭諸費、目1葬祭費は、前年度に比べ11.9%の減でございます。

項6、精神・結核医療給付金、目1、精神・結核医療給付金は、前年度に比べ15.7%の減でございます。

款3、後期高齢者支援金等、項1、後期高齢者支援金等、目1、後期高齢者支援金は、前年度に比べ5.8%の減で、

1人当たりの支援金は増になったものの、過年度精算分の返戻分が相殺されることから、減になったものでございます。

目2、後期高齢者関係事務費拠出金は、前年度に比べ6.3%の減でございます。

28ページ、款4、前期高齢者納付金等、項1、前期高齢者納付金等、目1、前期高齢者納付金は、前年度に比べ49.1%の減で、1人当たり負担調整対象額が、減となったことによるものでございます。

目2、前期高齢者関係事務費拠出金は、前年度に比べ4.9%の減でございます。

款5、老人保健拠出金、項1、老人保健拠出金、目1、老人保健医療費拠出金は、平成20年度精算拠出金でございます。

目2、老人保健事務費拠出金は、前年度に比べ13.5%の減となっております。

款6、介護納付金、項1、介護納付金、目1、介護納付金は、前年度に比べ6.1%の増で、1人当たりの介護納付金の増によるものでございます。

30ページ、款7、共同事業拠出金、項1、共同事業拠出金、目1、高額医療費共同事業医療費拠出金は、前年度に比べ6.2%の減、目2、保険財政共同安定化事業拠出金は、前年度に比べ5.5%の減となっております。

目3、高額医療費共同事業事務費拠出金は、前年度に比べ33.9%の減、目4、保険財政共同安定化事業事務費拠出金は、前年度に比べ53.7%の減となっております。

目5、その他共同事業事務費拠出金は前年度と同額となっております。

款8、保健施設費、項1、保健施設費、目1、特定健康診査等事業費は、前年度に比べ2.3%の増で、新たに特定健診

の受診勧奨のための委託料を計上しております。

目2、保健衛生普及費は、前年度に比べ16.5%の増で、これは後発医薬品の普及促進のための委託料を計上したことによるものでございます。

32ページ、款9、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目1、一般被保険者保険料還付金、目2、退職被保険者等保険料還付金、目3、償還金は、前年度と同額でございます。

款10、予備費、項1、予備費、目1、予備費は、前年度と同額となっております。

以上、予算内容の補足説明とさせていただきます。

○森西正委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 まず、本予算でもあるんですけども、補正予算の方ですね。今回大きくメインで変わっている、共同事業について入ってくる方と出る方、これをちょっとどう違っていたのかというか、この背景の解説をお願いしたいと思います。

次に、本予算の方ですけども、16ページ、一般会計の繰り入れで5,000万円減らした。国民健康保険料そのものを引き上げをしなかったということは、非常に評価をさせていただいているんですけども、この繰り入れを5,000万円減らしたのは後退ではないかと。これまでの赤字が今回はまた見えない形になってますけれども、解消するわけではないということであるなら、状態がこういったふうによくなってきたときほど、赤字解消であれ、保険料負担軽減であれ、計画的に入れていくべきではないかと。黒字になったらけしからんというわけでは

ないわけですから、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

税収が減るという理由で、入れないということになると、税収とか苦しいというときは市民も苦しいわけですから、そのときに保険料が上がるという、市民に対しての言いわけにはならないと思いますので、これを減らしたことに关してのお考えをお聞きしたいと思います。

次に、32ページのジェネリック医薬品の通知ですね。非常にいいことだとは思いますが、どういう通知をしていくのかという基準が難しいと思うんですが、いわば余計なお世話にならないかということをご心配してらるんですけども、新しいジェネリックでは飲み合わせがよくなって、旧の薬を処方しているというか、お医者さんの考え方というか、ケースがいろいろあると思うんですけども、お医者さんの処置の混乱ということにはならないか、お考えをお聞きしたいと思います。

次に、国の方の改正論議の方でちょっとお聞きしたいと思います。国保の制度をですね、後期高齢者医療制度の改正論議で、今、もう後期高齢者医療をなくすということになってきてるわけですけども、そうすると、これを75歳の線を65歳におろして、退職者医療も全部国保に入れて、全部を国保に押しつけるというような、75歳から65歳におろして負担がのしかかってくるというような案が出ておるんですけども、どう考えるのか、お考えをお聞かせいただきたいです。

次に、運用なんですけれども、資格証に关してなんですけども、発行そのものが止まってないんじゃないかと思うんですけども、保険料を納付することを促すというよりも、受診の抑制に強く働くんで

はないかと思われる保険証の取り上げは、やめるべきだと思うんですけども、この執行状況をお聞きしたいと思います。

次に、今回、高額医療と介護サービスとの合算というのがあるんですけども、この仕組みをちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

次に、議案第34号の条例なんですが、この改正は、伺いましたら、基本的に中身そのものには変化はないと、附則から本則へという話をお聞きしました。それであるのならば、別に目くじらを立てることはないかと思うんですけども、社会保険にいらっしゃった方の移行での後期高齢の特例は、後期がなくなるまで延長されるというふうにも聞きました。この処置を一々やらないといけないというおかしな制度でありますから、後期高齢者医療制度は早くなくしてほしいと思うんですけども、これに関して、国に対して、どういうふうに訴えておられるのか、状況をお聞きしたいと思います。

○森西正委員長 堤参事。

○堤保健福祉部参事 それでは、私の方から、七つご質問のうち、後期高齢者を除いた6点について、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の補正予算の共同事業の収支改善についてでございますが、共同事業の中には、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業とがございます。被保険者数が少ない市町村におきまして、高額な医療費の発生は、保険財政に大きな影響を与えるため、国民健康保険団体連合会が実施主体となりまして、都道府県ごとに高額な医療費の発生に対する再保険的な業務を行っているものでございまして、連合会が会員市町村から被保険者数や医療費に応じた拠出金を徴収いたしまして、高額な医療が発生いたしまし

たときに、交付金を交付いたしております。

過去3年間の共同事業全体の返戻率を見てまいりますと、89.4%から93.2%となっております。平成21年度は過去の実績を考慮いたしまして、90%の返戻率で予算を計上いたしておりました。しかし、この1月末に、21年度の確定通知がございまして、返戻率が117.2%と大幅に上昇いたしましたことから、約2億9,000万円の収支改善が見込まれることとなりまして、今回補正予算を計上させていただいたものでございます。

具体的には、高額医療共同事業におきまして、補正予算書12ページ、款7、項1、目1、高額医療費共同事業医療費拠出金で3,506万6,000円を減額いたしまして、それに伴いまして、拠出金に対する国府の負担金を、補正予算書の6ページのとおり、それぞれ798万5,000円減額いたしまして、交付金を逆に3,678万3,000円、増額しております。

次に、保険財政共同安定化事業におきましては、補正予算書12ページのとおり、拠出金を2億750万8,000円減額いたしまして、6ページのとおり交付金を2,557万3,000円増額いたしております。以上で、2億8,896万円の収支改善となったものでございます。

それから、一般会計の繰入金でございますが、保険料の据え置きを今回させていただいたわけでございますが、繰入金の全般的なことを申しますと、国等の負担につきましては、平成21年度までの暫定措置とされていた国民健康保険基盤安定負担金の上乗せ分でもあります。保険者支援分等の延長がされることとなっ

たことから、骨太の方針2006から続いてまいりました社会保障費の削減に、一定の歯どめがかかったものと認識をいたしております。

また、先ほどご答弁申し上げましたように、共同事業におきまして、この1月末に大きな収支改善があったことから、平成22年度は、共同事業の収支改善と前期高齢者交付金の過年度精算金を保険料軽減の財源とすることで、保険料率の据え置きをさせていただくことが可能となりました。今後、国保財政の安定化を図るためには、基本的には歳出に見合った歳入の確保に努めていくことが肝要でございます。そのためには、特定健診をはじめとする医療費の適正化を行い、そして負担公平の観点から、収納率の向上対策を行い、その上で条例に沿った保険料率の設定を行っていくということが必要と考えております。

法定外繰入金の5,000万円の減額でございますが、原課としては引き続き、その5,000万円をいただくということは大変ありがたいことなんですけれども、財政状況の面から、今回こういう形で収支の改善があったということで、今回は措置をされていないということでございます。

それから、ジェネリック医薬品の差額通知についてでございますが、有難迷惑にならないかといお問いではございましたけれども、たまたま、私、今、寝屋川市の広報を持っておりまして、そちらの方を読ませていただくと、21年度には府下で初めて寝屋川市と門真市がジェネリック医薬品の差額通知をされております。ほかにもあるように聞いておるんですが、情報を持っているのはこの2市だけでございます。

寝屋川市のジェネリック医薬品差額通

知の結果のアンケートでございますが、約7割の方が使用を希望されておられるということでございます。

21年9月に府内で初めて生活習慣病等により院外で薬を処方されている人を対象に一般的な新薬とジェネリックの医薬品を1年間服用したときの薬価差額をお知らせとして送付をしたということでございます。

今回、無記名方式でアンケートをお願いしたところ、7割の方が使用を希望されている、よいことだと思ってお答えいただいた方が81%、必要ないという方は18%、無回答は1%。

薬代の削減になるということで歓迎される方が75%、薬の選択肢がふえるとお答えになった方が21%、その他が4%ということで、よいとお答えいただいた方の中にはやはり選択肢がふえるとか、薬代の節減になるということが大変大きなウエイトを占めているように思います。

資格証の状況でございますが、20年度末現在で46件であったものが、21年12月末現在では28件になっております。

資格証につきましては、5月の新型インフルエンザの流行以来、接触の努力を数々続けてまいりました。5月の臨時議会でもお答えいたしましたように、電話で連絡できなかった方がその当時38件あったわけですけれども、その後も文書による連絡、夜間電話、お盆休み中の集中電話、9月からは土曜相談電話の合間を利用して、休日連絡等をいたしまして、最終的には今、18件の方が資格証ではなくなっております。

9月25日に、国の新しい方針としまして、新型インフルエンザの感染の疑いにかかわらず、医療を受ける必要が生じ、医療費の一時払いが困難である旨の申出

があった場合は、緊急的な対応として短期証を交付することは差し支えないということが示されたことから、再度特別の事情把握に努めて連絡を図っているところでございます。

このように、資格証の交付につきましては、市の独自の制度ではなく、国民健康保険法で交付が義務づけられておりますので、できるだけ最小限の発行にとどめるよう工夫をいたしております。

高額介護合算の仕組みでございますが、高額介護合算療養費につきましては、計算期間は通常は前年の8月1日から翌年の7月31日までなんですが、平成20年度から制度ができましたので、今年度の場合は20年の4月1日から去年の7月31日までですね、両方を取りまして有利な方を選択するという制度になっておるんですけども、計算期間内に負担した自己負担の合算額を介護と合算できるようになり、支給基準額を超える場合に支給するというようになっております。

介護と国保の両方にまたがって、多額の出費をされた方が対象となっております。

それから、議案第34号の条例改正の中身についてでございますが、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、大きく分けて三つの部分から成り立っております。

まず、一点目は地方税法の改正に伴う部分でございます。22年度税制改正におきまして、上場株式等の配当所得について、申告による分離課税を選択できることとなり、その所得が追加になったこと、それに伴って上場株式等の譲渡損失を上場株式等の配当所得とも損益通算ができるようになったこと、それから、長期譲渡所得におきまして、新たな特別控除が創設されたことによりまして、必要

な追加を行っております。

2点目は、これまで基礎賦課額の所得割額の算定や保険料の減額におきまして、地方税法の附則に列挙されている、いわゆる分離譲渡所得関係につきましては、算定の特例として旧条例附則5条から10条までに列挙いたしておりましたが、今後、恒久的に保険料の算定所得とするという考え方が示されたため、附則から本則に移行を行うものでございます。

3点目といたしましては、被用者保険の被扶養者であった方が、被保険者の後期高齢者医療制度移行に伴い、国保被保険者になった場合の減免措置の継続でございます。

これは、平成24年度末で後期高齢者医療制度が廃止されることとなったことに伴いまして、それまでの間、保険料の減免措置を継続するための措置でございます。

○森西正委員長 寺田参事。

○寺田国保年金課参事 山崎委員の第4番目の後期高齢者医療制度の対象者を国民健康保険に戻すことについての質問にお答えいたします。

確かに、新聞報道では24年度末で後期高齢者医療制度を廃止した後、どのような制度をつくるかということについて、厚生労働省におきましては、一たん国民健康保険に戻し、65歳以上を対象とする新たな制度を思案しているという報道がありました。

それにおきましては、国民健康保険に多大な財政負担が生じるため、健康保険組合に負担を求めていくという内容でございました。

ただ、詳細については、私どもの方もこれを論評する資料は持っておりませんので、厚生労働省においても後の財源負担について苦慮しているところま

での理解でございます。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 介護と高額医療の合算ですけれども、結局これは介護と医療で限度額までというか、高額療養費の限度額になった部分までしか市民負担というか、個人的には負担をしなくて済むということになるのか、ちょっと確認をお願いしたいと思います。

それから、資格証についても保険料をふやさないという制度改善を国の制度でするので、ぜひとも運用に非常に支障があるというところで要望をしていただきたいと思います。

後期高齢者医療の改正論議もほんまに国保に負担を押しつけるというか、ほかの社会保険なんかでも負担を押しつけるという形になってしまっただけは、結局、国民が医療費の負担を押しつけられるという形になります。

高福祉社会というか、高齢者がふえる要するに高齢化社会で、医療費をどこが見て行くかという議論で、ぜひ高福祉社会というか、福祉の分野でしっかり国が見ていくという制度を確立してもらえるようにぜひ国に要望していただきたいと思います。

○森西正委員長 堤参事。

○堤保健福祉部参事 高額介護合算の仕組みでございますが、これは初年度は1年または1年半で、2年目からは1年間に使った介護分と医療分の合算額が一定を超えたものについて、還付をするという制度でございます。

○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 それでは、今、議案第12号補正予算の方では、委員の方からもご質問がありまして、お答えをいただきましたので理解しているんですけども。このうち、もう一度、90%で予

定を上げられたということで、その理由についてなぜ90%で計上されているのかだけ一つお教えをいただきたいと思えます。

あと、議案第3号の方ですけれども、予算書30ページ、概要168ページですね、こちらの方で保健施設事業の委託の方でありますけれども、特定健康診査等事業費の特定健康診査受診勧奨委託料で、350万円計上されているわけですけど、先ほどもご説明にありましたように、特定健診未受診者にアンケート調査の実施と分析、受診勧奨をその後実施するとありますが、分析委託先あるいは、その受診勧奨のための指導等について、どのように指導していかれるのかその方法等をお聞かせいただきたいと思えます。

この医療費を抑制する目的で行うとありますけれども、これについてその取り組みをどういう形で委託先と連携を取っておられて内容をつめておられるのかお聞かせいただきたいと思えます。

同じく、保健施設事業の方で先ほども話題に上がっておりました、保健衛生普及費の方でございますけれども、この委託事業でジェネリック医薬品に置き換えた場合の差額を通知をするということですが、これにつきましてもその体制について、どんな形で実施をされていくのか、またそれによって本市ではどの程度の効果を見込んでおられるのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○森西正委員長 堤参事。

○堤保健福祉部参事 それでは、本保委員のご質問のうちまず1点目の共同事業の21年度の予算の見込みを90%にさせていただいた理由ということなんですけれども。

先ほども申し上げましたように、18年度の実績では交付率が93.2%で1

9年度では89.4%、20年度では92.5%で平均いたしますと、九十一何がしかの率となりますので、過去の実績を勘案して90%にさせていただいておったところでございます。

それから、2点目の特定健診の受診勧奨事業でございますが、医療費を抑制する目的というお問い合わせもありましたけれども、特定健診の推進というのは、市民の健康を守るだけではなく、ご本人の医療費の削減につながり、引いては国民健康保険の財政全体の健全化にも、これはきょうやって明日ということではなくて、将来的には結びつくと考えておりまして、非常に重要な事業であると認識をいたしております。

まず、委託の内容をご説明する前に特定健診の受診率の勧奨についてなんですけれども、20年度特定健診の受診率というのは、当初の計画では40%を目標としておったんですが、結果としては20年度の決算でもお答えしましたように、26.4%になってまして、大阪府下のほぼ平均ぐらいになっております。

そこで、その21年度は、市民健診の受診者で20年度特定健診未受診者の方を中心に約200名の方を抽出いたしまして、10月から11月にかけて職員によりまして、電話によりアンケート調査を行うとともに、受診勧奨をさせていただきました。

その結果、131人の方からご回答をいただくことができまして、内容といたしまして、特定健診を受診しなかった理由としては、制度がかわってよくわからなかったという方が大変多ございまして、34人で26%、2番目は病気にかかっていたと言われた方が31人で24%、あわせてほぼ50%になっております。あとは時間が取れなかった方やそのほか

自由意見としては、受診期間が短かった、受診券をなくしたなどがございました。

幸い、21年度につきましては、特定健診の実施期間を12月までから2月までに延長すると同時に、保健センターでの受付回数もふやしておりまして、特定健診が周知されてきたこともありまして、ご回答いただいた方の89%がこれから受診するわと、あるいはもう受診したよということで、ご回答いただきました。

今、21年度の受診状況につきましては、本市の特徴としまして1月、2月、3月生まれの方が非常に多ございまして、ちょっと現時点ではなかなか予測がつかないものの、さらなる特定健診の受診率向上というのが今緊急の課題と考えております。

特にその受診率が40代、50代の方が非常に低うございまして、それらの方は先ほどもみたいに市民健診を受けておられるということが全くなくて、過去に全く健診を受けておられない方がおられまして、そういう方に新たに受診をしていただくことが必要であると非常に感じたところでございます。

そういうことから、まず受けられない理由というのを未受診者の方にアンケート調査をしてその上で、どうやったらいいかというのはこれは私どもは全くわかりませんので、そういったことを分析をして必要な対策をこれから講じたいなというふうに考えております。

ですから、特定健診の受診勧奨委託の内容につきましては、今2社ほど話は伺ってはおりますけれども、手法にはいろんな方法がございまして、委託の方法につきましても、プロポーザル方式でもっとも適当な提案をしていただいた業者に決定をしたいと考えております。

それから、差額通知でございますが、

22年度に予定をいたしております後発医薬品、ジェネリック医薬品の普及促進事業の内容でございますが、まず、当初決定通知書を送付いたしますときに、ジェネリック医薬品のお願いカードというのを同封して、啓発を図りたいと思っております。

処方せんにジェネリック医薬品不可と記載されていなければこのカードを薬局に提示をいたしましたら、ジェネリック医薬品の相談が受けられるというものでございます。そして、その上で生活習慣病の方など高額な医薬品代をお支払いになっている方を対象といたしまして、具体的に後発医薬品を利用した場合との差額を通知することで普及促進を図りたいと考えております。

先ほども山崎委員のご質問にご答弁させていただきましたように、寝屋川市などでは7割以上の方が利用したいというふうな結果としてお答えいただいているところから、本市でもご本人の医薬品代の負担軽減を図ると同時に国保財政の負担軽減も図れるのではないかと考えております。

現時点の効果額につきましては、事前調査を行っておりませんので、21年度に実施されている門真市では、約6,000万円が削減できると見込んでおられるということで、被保険者数の割合を乗じますと最大で3,500万円程度の効果が見込めるのではないかと考えておりますが、ただ、1回、2回でこれだけの効果というのはとても考えられませんので、今後も継続的にやらなければならないのではないかと考えております。

委託事業につきましては、効果測定というものもできると聞いておりますので、実際にどれだけの効果があったかについては、22年度の決算におきましては、

結果を報告できるようにさせていただきたいと考えております。

あと、国の方からの情報としては、今後特許切れが22年度以降進んでくるということを聞いております。医師会をはじめ、薬剤師会、歯科医師会のご協力もいただけるということになっておりますので、積極的に普及促進を図りたいと考えております。

○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 議案第12号の方ではお答えをいただき、理解をいたしました。

議案第3号の方ですけれども、この特定健診の受診勧奨の委託につきましては、プロポーザル方式を取り入れるというふうな予定をされているということでございますけれども、やはり医療費の抑制というのは少子高齢化が続いている現状におきましては、今後も大きな課題の一つでありますので、指導の充実にやはりアンケートを取っていただいて、未受診者の理由を聞いていただいて、先ほどもご答弁の中にありましたように、受診する期間が短いとか、良く耳にすることなんですね、その辺の対応も何とか一つの課題として対応していただけるようお願いしたい。

また、受診券をなくしたという場合です、これについてはいろいろあると思いますので、受診券をなくして受けられなかったという人もいらっしゃることも現に遭遇しておりますので、この辺の対応を少し難しいところなんですけれども、再発行が確かこれできなかつたと思うんですけれども、そういったことについても今後の対策の一つとして、せっかくこの勧奨事業を行うわけですから、できるだけ受診をしていただけるような方向で取り組んでいただきたいと思います。



これは、今後の指導の内容に期待するとともに、受診率をぜひ向上していただけるように、それに貢献できるようにまた業者の方と連携をしっかりと取って頑張っていたいただきたいと思います。要望しておきますので、お願いいたします。

ジェネリック医薬品なんですけども、テレビCMなんかでもありますけれども、知識もやはり当然必要だと思いますが、お医者さんで患者さんの側からなかなか言いにくいというのがありますので、何らかの対応をお願いしたいなと思っておりましたら、お願いカードを同封していただけるといことですね。

現場では、今申しましたように、最近特にお医者さんと患者さんが対面式の関係ではなくて、お医者さんの方はパソコンの画面に向かってデータか何かを調べながらお話を結構されると多いですね、大きな病院では。患者から先生何か言おうとするときにはすごく勇気がいるという現代的と言いますか、変わった形に変化をしてきておりますので、なかなか声をかけにくいという現状もあります。やはりその辺は医療機関の方も医師会とか薬剤師会の皆さんなど、代表の皆さんだけではなくて、直接医療機関の方にも今回こういうことを摂津市では実施していますよと、ジェネリック医薬品への置きかえにご協力をいただきたいと思いますという周知もしっかりお願いしたいと思います。

また、340万円という予算をやはりこの現状で使って実施されるわけですから、見込み額等々、現在予測されている形に沿うように、しっかりと努めていただいて、その効果を測定したご報告をいただいたときに、やはりやって良かったなと言ってみんなで喜びあえるように。健康管理という面では本当にこの医療機

関とどう連携を取っていくかということが、今後大きな課題にもなっていくと思いますので、そういった点で、市民の皆さんがご不便な部分もありますので、ぜひこういったことをしっかりと進めていただけるように要望とします。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 そしたら私の方からも数点ちょっとお聞きしたいことがあります。

議案第3号の国民健康保険特別会計予算ですが、28ページ、老人保健拠出金ですけれども、今年度は予算で上がってませんけれども、22年度では1,757万4,000円という数字があって、これは20年度分の精算拠出金なんだというようなことかと思うんですが、どうして来年度、翌年度になっているのか説明を伺えたらというふうに思います。

それから、先ほどのお話にありました、特定健診ですね。以前は市民健診として実施してましたけれども、そこから特定健診に切り替わって、この間受診できない方が大勢いらっしゃるというような中身なんですけれども。この点については、最近私がお伺いした方は、以前は市民健診を毎年受けてたというんですけれども、今の入っている保険の種類でこの方は夫が兵庫県の方で働いていて、そちらの職場の健保になっていると。それで、特定健診についてもそちらを通じてというふうなことで夫は職場で受けているけれども、自分はこの間は受けてないんだというようなことをおっしゃっています。そういう場合は、市内の医療機関で受けて請求をそっちの健康保険の方に送るのかなというふうに私は認識していたんですけども、その方いわくはそうではないとおっしゃって、ちょっとこの場で確認だけ聞かせていただけたらというふうに思います。

それと合わせて、後期高齢者医療制度の部分では人間ドック助成というような形で、健診にしてもあるというようなことが、国保の方では市町村によっては大阪府内でもやっているところが多くある中で、摂津ではやられてないと、この点は代表質問の際も予防という形でぜひ人間ドック助成をやっていただけないでしょうかというようなことで、中に入れてたかというように思うんですけれども、このところの見解をこの際でするので聞かせていただけたらというふうに思います。

それから、あとは先ほど山崎委員からも一般会計からの繰入金で5,000万円は今回は入れていないということについても言われましたけれども、今の、共同事業交付金の関係で赤字額の一定軽減と言いますか、そういうようなことになっている中ですが、大きなところでその赤字額の推移ですね。今年度末それから来年度についての見通し、また今後の考えというところを聞かせていただきたいというふうに、この点お願いしたいと思います。

○森西正委員長 堤参事。

○堤保健福祉部参事 それでは、弘委員のご質問4点にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の老人保健の拠出金でございますが、老人医療費に係る拠出金につきましては、20年度末で廃止されたことから、21年度はゼロとなっております。22年度は、20年度の分の精算が2年後にされますので、その精算拠出のために皆増となっております次第でございます。

それから、特定健診の話で市民健診を受けておられた方が被用者保険のために、市民健診が受けられないというご質問でございましたが、その特定健診制度がで

きましてから、健診は、各保険者の義務になっておりまして、今の方の例で言いますと、基本的には、ご主人の会社の保険者が被扶養者の方の特定健診をする義務があるということでございます。

私ども、市町村健保でも配偶者の分は市町村健保の方から特定健診の受診証が送られてくるというような仕組みになっておるところでございます。

それから、人間ドックの助成についてでございますが、21年度で人間ドック助成をしている市は北摂では3市でございますが、そのうち例えば箕面市ですと、箕面市の医療保健センターで受診された方のみ、人間ドック助成をしていると、豊中市でも市内の契約医療機関がメインになっているところがございます。本市の場合は、保健センターでセット健診を実施しておりまして、今、特定健診に心電図及び眼底検査のメニューを追加をいたしましたところでございますが、人間ドック並みにはいえませんが、簡易な人間ドックに近い健診を実施させていただいてるのではないかなと考えております。

新しく完成いたします保健センターの活用という面からも、新たな補助制度を設けるよりも、当分の間、保健センターを中心に特定健診の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

こちらの、心電図と眼底検査のメニューの追加につきましては、国保特会ではなく、健康推進課の方で措置をさせていただいておることをご理解をいただきたいと思っております。

最後に、今後の赤字の推移ということでございます。21年度の決算見込みでございますが、21年度につきましては、当初保険料の据え置きということから、約2億9100万の単年度赤字という見

込みから出発しております。

20年度の累積赤字が約7億8,456万円ということで、10億円を超える累積赤字になるのではないかと見込んでおりました。

その後、医療費の補正増を行ったことから、赤字幅が拡大して12億円程度になるのではないかなというふうに見込んでおりましたが、このたび1月末に共同事業におきまして、大きな収支改善があったことから、歳入におきましては調整交付金の交付決定がまだ出ていないことや、保険料の収入につきましてもまだ確定はしておりませんので、また医療費の支払いが年度途中であることなどから、まだ確定的なことを申し上げることはできませんが、過年度精算金なども含めまして、収支は均衡するのではないかなと考えております。

22年度でございますけれども、22年度につきましても、共同事業の交付見込みにつきましても、22年度は拠出額の2分の1が平成20年度までの過去3年間の基準拠出額に基づいて交付されるので、大きな変動はないのではないかと考えております。ただ、21年度に交付額が大幅に増加しておりますので、23年度以降の拠出額は交付額に比べて増加するのではないかなと考えております。

特に、不確定要素がございまして、22年度の制度改正におきまして、都道府県が広域化等、支援方針を策定をすれば、調整交付金の収納率に係る減額措置を緩和できるというような改正がございまして、その中で、共同事業の対象金額を30万円以上から極端に言えばゼロ円以上に変更することも可能となっております。

そうなりますと、比較的若年者が多くて国保世帯の所得層が高い本市にとりましては、不利になるのではないかなと懸

念をいたしております。

いずれにしましても、そうなりますと算定基準が大きく変わってまいりますので、現時点では見込みを立てるのは非常に困難かなと考えております。

高額医療費の共同事業につきましては、拠出額の約半分が国、府の負担になる点と被保険者数での案分がないので、その点は異なりますが、おおむね同様の仕組みとなっておりますので、同じような形で推移するものと考えております。

いずれにしましても、保険者といたしましては、資格の適正化、医療費の適正化、収納率の向上そういったもので、できる限り国保財政の健全化を図ってまいり、赤字を減らしていきたいと考えております。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 そうしましたら、今お答えいただいた部分ですけれども、最初の老人保健拠出金の20年度の清算ということで、1,757万円、これはこの22年度に限るというふうなことで理解しておけばいいわけですね。わかりました。

それから、特定健診に関わってですけれども、保険者ごとの義務というようなことで摂津の市民であっても加入している健康保険の違いで市内の医療機関で受けれる、受けれないというふうな差が出ているのかというふうに理解しています。ただ、そういったことが今後のことと言いましても、恐らく退職もされて高齢になったときには、国保に帰ってくるとかいうふうなこともありますし、そのときにまた健康状態が悪くなって高額な医療費を国保の方から負担しなければならないような、そういう状況にもつながってくるのかなというふうなこと。また、そもそも市民の健康にかかわることですから、以前行っていた市民健診から今の状

況に制度として改悪というような形であってしまっている弊害なのかなというふうに受けとめますけれども、そうした点については、特に市として対策なりというものは考えられないのかどうか、お聞かせいただけたらというふうに思います。

それから、人間ドック助成についてもなんですけれども、この間、安藤議員が後期高齢者医療広域連合の議会にも出ている中で、いろいろこの話もされたというふうに聞きました。75歳を超えられて、その後いろいろと人間ドック受けるか受けないかみたいなことを、やっぱり歳の若いうちにそういうようなものも受けられるような状況にある方がよりよいのかなというふうに思っております。もちろん、今言われてました保健センターを軸に今の特定健診を充実されていくというふうなことも必要かと思えますけれども、今後の検討ということでぜひとも前向きに実施できるような形でお考えいただきたいというふうに要望としておきたいと思えます。

それから、最後もう1点は、赤字額の今後の推移なんですけれども。およそ7億8,000万円こういう赤字額で、この解消計画というようなことに取り組んでいくわけかと思うんですけれども、今の説明をお聞きしても、自然に赤字が消えるというふうなことはもちろんないわけで、この間もずっと議論している制度的なところで厳しい状況にあることは重々理解しております。

だからこそ、一般会計からの繰入も一定やっていかないと、そもそも負担能力の低い方たちが集まって保険が組まれている、そういうところになっているということですし、セーフティネットとしての国保をしっかりと守って維持していく。各種のバランスもあるというふうにはおっ

しゃいますけれども、今の保険料は高いし、できることなら保険料の引き下げをというようなこともずっと主張してきております。何らかの形でやはりこの制度を維持していくというふうな点でも赤字額の推移、これを減らしていくような方向では今後一層考えていかなければならないことなのかなというふうに思います。

この赤字額の今後の見込みについて、できれば副市長からお考えも聞かせていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○森西正委員長 堤参事。

○堤保健福祉部参事 それでは、特定健診にかかりますお問い合わせに答えさせていただきます。

市として何もしてないというわけではなくて、先ほども申し上げましたように、被保険者の特定健診についての保険者の義務でありますけれども、例えば、保険者間の移動があって、たまたま特定健診が受けられないというような方が発生してまいります。そういう方につきましては、市として国保の予算ではないんですけれども、どこでも健診を受けられないという方は健康推進課の方で予算を措置をいたしまして、特定健診と同様の健診が受けられるということで、救済措置を設けております。

○森西正委員長 小野副市長。

○小野副市長 国保制度そのものもご存じのとおり、制度破たんがしているということ、当初目的から全然かけ離れているということはもう事実であります。

この問題の中で、摂津市駅の駅開きのときにも地元代議士の藤村代議士がおられました。厚生労働委員会の委員長であります。この1月にお会いしたときに、公の場所でとりわけ後期高齢者医療制度が13年までに廃止ということで、国保

に戻ってくると。そうなってくると公の場所で話しする中で申し上げたんですが、今でも国保はこんな状況なのに、こんなときに国民健康保険料に負担増になる可能性が大であると。

したがって、厚労委員長としての役職におられるわけですから、十分その辺を留意していただきたいということと、それから、市町村国保の広域化につながるような見直しというようなことも厚労委員長として踏まえていただきたいということをお願いをいたしまして、土曜日に厚労委員長と会って、あれどうなりますか、ということで話しもちょっとしておったんですけども。

そういうことの中で、いろんな国保財政の不安要因をたくさん持っておるのも実情は共有できると思うんです。会派懇談のときにも12億申し上げてまして、良かったなという一面は赤字7.8億で止まったこと。ただし7.8億の累積赤字は何らかの措置をしない限り減ることはない、ふえていくことは間違いないです。

昨日の総務常任委員会でも申し上げておったんですが、やはりその企業誘致条例の14億円のうちの11億円の44億円がなかりせば今頃基金は中期財政見通しではもうゼロでありますし、27年度の35.8億円はあの44億円積むわけですから、これは早期健全化団体というようなことで、健全化団体になってしまうということは目に見えてくるわけがあります。

私は、今後のこれをどうするかというような考えはまだ整理しておりませんが、まず第4次行革の中でどれほどの形ができるかというようなのが一つあります。

その中で、これはどうしても言った

ときは、やはり私は32筆持ってる未利用の公共用地の売却問題と密接にかかわらざるを得ないというふうに思います。

画期的にそれを消すとなれば、私はそんなに選択肢はもう残って来ないというふうに今実感をします。1次2次3次の行革で使用料とか負担金とか補助金とか相当な減額を、おしかりを受けてみても、やってまいりました。17年度のいわゆるワースト4で見えておりましたから。

それを切り抜けてきたわけなんですけども、やはり最後の形としてはやはりその歳入を凶るということはなかなか難しいところがありますから、堤課長が言いましたように、医療費の適正化の問題とやっぱり収納率の向上、これはいただくところはきっちりいただく、ないところについてはそれはそれなりのことなんです。そのことを努力しながらもやはり7.8億がこれミニマムでありますから、これよりふえてくるというのは見えてますから、それは私はまず第4次行革でやらせていただいて、その上でどの方法を取って、この7.8億プラスアルファを消すかと。そんなに選択肢は残りませんが、そういうことの中で一度議論をしたうえで議会ともご協議させていただきたいというふうに思っております。

7.8億は霧のように消えるわけでございませぬので、7.8億はミニマムであるということの中で、これを私とこだけの問題でございませぬけども、北河内では50億60億というようなことも聞いておりますし、これ、43市町村すべての問題でありますから、私どもがこれをサボタージュしてふえたものではございませぬので、国保制度そのものの破たんということでございませぬから。

また、これは各市との連携もあります

し、私どもとして解決すべきものについては、第4次行革の中で十分議論した上で、またこういう場所で一定の方向性、議論をさせていただきたいというふうに今のところ思っているところでございます。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 今回の保険料の値上げは見送って、また特定健診や後発医薬品の普及というような形でさまざまな取り組みをされて今の状況というようなことは認識しております。

そういった中でもやっぱり本当に今医者に行きたくても行けないというふうな人たちの話や保険料が払えなくてというふうな、さまざまな報道の中にもあるような悲惨な事件とかを聞くにつれて、本当に何とかしていかなければならない、そういうことだというふうに思っております。

ぜひ今後とも担当部局また、市としての役割もしっかり果たしていただきますように、要望として終わらせていただきます。

○森西正委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 まず、保険料のことから触れたいと思うんですけれども、この、予算書が出てくるまでの状況を考えておりますと、当初は保険料が相当に上がるということはやむを得ないのかなというふうに私も考えておりました。

しかし、共同事業のいわゆる交付金ですよね、抛出に対して当初、過年度の実績を踏まえて90%で返戻されるとみておったのが、117.2%ですか、相当に増額なったということがありまして、それをもとに保険料の値上げを抑えたという、その結果、この予算書として出てきているわけなんですけれども。

しかし、今回、増額になったわけなん

ですけれども、今後の推移を考えていくと、先ほど副市長おっしゃられたように、国保という制度自体に大きな問題があって破たんしているという状況の中で、さらに不確定な要素が加わってくるということになってくると、非常にこれは今後どうなっていくのかなということが懸念されるわけなんですね。そうなっていくと、私は今回増額になった分を、交付金として上がってきた約2億9,000万円を保険料を据え置く財源というか、そこに使うのが果たしていいのかなということ非常に強く思うわけなんですね。本来であれば、過年度の赤字を解消ということに使うべきじゃなかったのかなという気がするんです。

確かに、今の市民生活を考えると非常に厳しいということはよく理解できます。その、返ってきた分全部を赤字の解消ということに使えなくても、やはりすべてを保険料の据え置きに使うということについては、どうなのかなという気はするんです。そういったことについて、庁内の中でこういった議論があって、こういう結論になったのかぜひこの際お聞きをしたいなというふうに思います。それが1点です。

それと、もう1点は、この予算書のどこを見ていいのかわからないんですけれども、少し前に小学生、中学生で肥満の子どもが非常に多いんだと、ふえているんだと、中には生活習慣病にかかっているような児童もいるんだというようなことが、ニュースでも取り上げられました。報道の仕方によるのかもかもしれませんが、どの程度の割合になっているのかよくわかりませんが、以前と比べるとやはり肥満体形の子どももふえているというのは事実であろうと思います。

こういった子どもたちを今の段階から

将来的に生活習慣病にならないということの対策をしっかりとしていくことが必要かなという気がするんですが、22年度の国保運営の中で、そういったところにも目を向けていきながら事業が組まれているのか、この点についてもお聞きをしたいと思います。

○森西正委員長 堤参事。

○堤保健福祉部参事 それでは、嶋野委員の2点のご質問にお答えいたします。

まず、保険料のことでございますが、12月の末に国から各種納付金の数値、概算納付額を計算するための数値がまいります。それを12月の末から1月の初め市長査定の前までにかけて、ずっと計算をしております。

そういたしますと、年末の会派懇談のときにもいろいろと国民健康保険料の値上げについてということで、情報を提供させていただいたところですが、その辺の数字がだんだん固まってまいりまして、約4億数千万円の保険料改定が必要であるというような結論に達しております。

その結論でもって、市長査定に臨みまして、その4億数千万円をいかに捻出するかということで議論をいただいております。

一昨年来のリーマンショック以来、市民の生活は非常に厳しいということで、21年度は公共料金すべて据え置きをさせていただいているというこの本市の姿勢ですね、そういったものを勘案しますと、何とかその4億数千万円を削減できないものかということで、原課としてもいろいろと案をお出しをしておったんです。

まず、一番最初に出てまいりましたのが、前期高齢者交付金の充当です。前期高齢者交付金が21年度と22年度比べ

ますと約7億増加しております。その7億の内訳を見ますと半分が過年度精算金、半分が伸びになっております。

どうしてそんな大きな差が出てきたのかと申しますと、国の当初の見込みが、20年度ですね、非常に少なかったということで、20年度は実際に3億5,000万の赤字が出ておるところでございます。

要はその赤字の補てん金として、半分が入ってくるというような計算になっておったところでございます。

ところが、その前期高齢者交付金というのは、退職者医療制度が20年度で原則廃止になりまして、経過措置として一部残っておるんですけども、後期高齢者医療制度ができて、退職者医療制度が廃止になり、前期高齢者にかかる医療費については、前期高齢者交付金でもって見るというようなことになりまして、以前の退職者医療であれば、清算できちっと赤字が消えてなくなってたんですけども、それが何となくどんぶり勘定になってしまったというのが実態でございます。

そこで、約3億5,000万円の赤字が20年度出ております、その分で21年度に一部交付されて、22年度で3億何がしかというのが交付される見込みになったということでございます。

ただし、前期高齢者交付金と申しますのは、療養給付の負担金とかそういったものを計算する際にすべて控除されてきます。7億ふえますと半分以上が負担金等の減額に回ってまいりますので、実際に3億何がしかふえましても手元の計算では1億3,000万ぐらいの実質の収支改善にはなっていないんですけども、それで4億数千万のうちの1億数千万はそれで確保しようということで、後3億という議論になりました。

そこで、議会ともいろいろと調整をさせていただいておったんですけれども、なかなかそのぶんを埋める策がなかったという状況で、最終的にその3億のうちの一部を保険料に転化させていただきたいということをお願いをするということになっておったんですけれども、1月28日付で私どもの方に送られて29日の晩に私がそれを閲覧をさせていただいたということで、2月1日の朝に部長に報告をさせていただきました。それで庁内でもう一度協議をしようということになりまして、協議をしていただいて、最終的にやり直そうということになりまして、2月2日に当初国保運営協議会を予定しておったんですけれども、その運協を1週間延期いたしまして、急遽予算案をすべて作り直したと、このような経過になっておるところでございます。

それから、2点目の小学生の肥満が多いということなんですが、特定健診は40歳以上の方について義務づけられております。若年者健診ということで30歳以上の方につきましては、国保で別途それをさせていただいておるんですけれども、残念ながら小学生の肥満の対策というのは、国保では全く今のところ検討すらしていないというのが実情でございます。

○森西正委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 私が聞いたかったのは、国保連合会から通知があって、部長に相談をされたと。部長がそれを受けてどうやっていこうかと、保険料をどうやっていくねんと、これ据え置くのか、そのまま方針どおりに保険料を上げて累積赤字の解消に努めていくのか、というようなことを庁内で議論されたと思うんですよ。

どんな議論があって、今回は保険料を

据え置くという結論になったのか、そこを聞いたかったんですね。そちらの答弁がなかったと思いますので、佐藤部長にぜひお聞かせいただきたいと思います。

それと、小学生の特に肥満なんかに対するアプローチはないと。特定健診は40歳以上で、若年者の健診は30歳以上だということですが、そこに私は大きな問題があるんじゃないかなと思うんですね。

子どもたちは、定期的に自分の身長なり体重なりを測っていて、ある程度だれが肥満なのかというようなことは、小学校はわかっているわけなんですよ。そういう子どもに対して、将来的にその子がみずから生活習慣病を防いでいくとかいうことになっていきますし、ひょっとして彼らは摂津市に残って、国保の被保険者になるかもわかりませんが、長い目で見たときに、健康増進ということを考えていくと、そういうアプローチも要るんじゃないかなと思うわけなんですよ。

保健センターが新しくなって、機能も充実をしてとなくなっていくと、そういう方面でのアプローチというのは、ぜひ私、国保の中でも視点としているんじゃないかなと思うんですけれども、できていないということなんですが、これもまたお聞きしたいんですが。ぜひそういうことについてもお願いしたいと思うんですけれども、見解をお聞きしたいと思います。

○森西正委員長 佐藤部長。

○佐藤保健福祉部長 今回の共同事業の交付率アップを受けての当初、22年度保険料改定ということで対応しておった部分が据え置きというような判断に至ったその経緯というようなことで、これにつきましては、嶋野委員おっしゃることも十分判断はいたしましたわけですが、一連



の流れを申しますと、いわゆる一昨年のリーマンショックを受けての経済の低迷というようなことがあって、21年度の保険料については、おおむね3億ぐらい、いわゆる収入が足りないということで、21年度段階でも保険料の改定をせざるを得ないという中で、森山市長の最終的な判断として、こういうときでもあるので保険料改定は見送るべきだということが、ちょうど丸々1年ほど前に決断されて、その結果として、当初予算段階から約3億ぐらいのいわゆる雑収入計上というような形をとっておったわけです。

そういう中で、この予算組みのままですと、当然、具体的に収入が入ってこないというようなことになりまして、これが赤字になっていって、昨年の段階でも、ほぼ10億ぐらいの数字になるのかなと。ただ、それ以降、21年度での収支の状況を見ていくと、ことしの1月段階で担当の方で積算いたしますと、12億近くまで膨らんでいくと。こんな状況があったわけです。

そういう中で、私ども判断しておいたのは、これまで、委員会また本会議でも答弁をいたしてきておりますが、基本的には、保険料改定によって赤字を消すという形の保険料改定は制度的にはできない仕組みになってますので、私どもの判断としては、この12億が、なおかつ15億なり16億というような形になっていくと、雪だるま式に赤字がふえていくということになりますので、せめて22年度に、新たに赤字が生じてくる部分は何とかとめなあかんということで、22年度の分については保険料改定をお願いせざるを得ないと、こんな判断をしておいたわけです。

そういう中で、この共同事業の交付が、これまでに例がないような形で出てくる

ということが明らかになりまして、当然この部分については、今回交付決定を受けた分は、21年度の赤字を消すという部分に、3月議会に補正をお願いいたしますように、21年度の国保特会のいわゆる当初見込み3億ぐらい、保険料改定を見送ったことによって生じるであろう3億の部分の赤字を消すというところに充当されると。これだけで終わるのであれば、あくまでも22年度は、当初の予定どおり一定の保険料改定をお願いせざるを得ないということになるわけですが、この部分の共同事業の交付は22年度以降どうなるのかということで、仔細に見きわめをした結果、21年度と同率の交付は困難ですが、一定程度は見込めるということが明らかになりましたので、当然その部分は、歳入として見込むのは、ある意味で言うと、その年度中に必要な歳出を賄う歳入という部分を、これは国・府等の負担金、交付金で賄って、たらず前を保険料負担というようなことをお願いしていくという、この制度にもありますから、これはやはり私ども市としては、そこはまさに正直にするのが保険者の義務である。これをしないと、今後、保険料改定をお願いするときに決算を締めてみたら黒になったなというようなことで、後々禍根を残すのではないかなということが一つの判断のポイントにはなりました。

そういうことと、もう一つは、現在、20年に起こったこの経済の状態というのはそれほど改善をしていない状況なわけですから、そういう中で、やはりできるなら保険料改定幅は、せなあかんのであっても少しでも少なくしていくというようなことが必要でしょうし、今の状況を考えたときには何とかしたいというようなことで、こういうような決断を、最

終、市長、副市長とも協議する中で急遽  
そういう結論に至りまして、議会にもご  
説明を申し上げたというようなことでご  
ざいますので、ご理解をお願いしたいな  
というふうに考えております。

それから、小学生の肥満の件につきま  
しては、理事から答弁をさせていただき  
ますので、よろしくお願ひいたします。

○森西正委員長 福永理事。

○福永保健福祉部理事 ご質問の、小学  
生、中学生の肥満対策の問題についてお  
答えさせていただきます。

まず、市民全体の健康管理という意味  
では、健康推進課が主になってこれを推  
し進めているわけですが、先ほ  
ど国保年金課長の方の答弁にもございま  
したように、それぞれの役割というもの  
が基本的にはございます。健康推進課は、  
乳幼児、小学校入学までの健康管理、学  
校保健に係る健康管理のところは学校保  
健の範疇になる。それから、16歳以上  
のところの健康管理はもう一度健康推進  
課に返ってくるという大まかな役割分担  
は、基本的にはございます。

ただ、役割分担が違うので、そこのと  
ころは知りませんという感覚ではなくて、  
そこをトータルに見ながら健康管理、そ  
れから疾病予防という感覚を、トータル  
な観点からは、健康推進課がやっぱり持っ  
ているというふうにとらえております。

そういう流れの中で、昨年、食育計画  
という計画を立てさせていただいたとき  
に、健康推進課が事務局となって、オー  
ル摂津と申しますが、教育部門も入って  
外郭団体、老人保健福祉施設等のご参画  
もいただきながら食育計画というものを  
策定させていただいたと。

肥満、それから一方でやせの問題も大  
変重要になってきておりまして、肥満の  
みではなくて、やせも含めて適切な食育

をしていく、バランスよく食べる、疾病  
予防をしていくというようなところの指  
導をオール摂津で取り組んでいくという  
認識はいたしております。

また、もう一方で、実は肥満というと  
ころに少し焦点を当てますと、学校の中  
ではやはりいじめの問題につながりやす  
いということもあって、大っぴらに、  
肥満はよくない、よくないという指導は  
できないというようなところも確認して  
いる次第でございます。

○森西正委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 まず、今回の保険料  
の改定の話なんですけれども、今いろい  
ろとご説明をいただきました。

当初に副市長がおっしゃられたように、  
制度がおかしいんだというような話がやっ  
ぱりあるわけで、しかし、だからといっ  
て、じゃあこのまま累積赤字をふやして  
いってええというわけでもないわけです  
よね。

今、現に累積赤字が結局これだけ積ま  
れてきて、やっぱりそれが大きなネック  
になってきているんだということを考え  
ていくと、じゃあそれぞれの段階でどう  
いう意思決定をしていったのかと、判断  
していったのかということ、やはりそれ  
ぞれの市民生活を考えて、もうこれ以上、  
上げられないなとということできている  
はずなんですよ。でも、そうなっている  
わけなんですから、やはり市民生活を見  
ていくということは大事なわけで、それ  
を私は否定をしません。けれども、か  
といって将来さらにふやしていくとい  
うことはなかなかできんだろうというの  
も、思っていることなんです。

今回、21年度について、新たに赤字  
をふやすというわけじゃないので理解は  
するところなんですけれども、基本的な  
立場として立っていただいて、保険運営

にあたっていただきたいなというように強く思いますし、また副市長におかれても、いろいろ機会があると思いますので、また横には近畿市議会議長会の会長もおられますので、これは恐らく制度的な話にもなってくると思うので、声をやはりそこで上げなければあかんと思うし、いろんな場面を通じてぜひ声を上げ続けていただきたいということを強く要望させていただきたいと思います。

それと、小学生・中学生の肥満の問題について、トータルな管理は健康推進課がやるんだというのはお話しいただきましたので、確かに子どもたちの微妙な心理面もありますので、具体的に打ち出しにくいということはよく理解できるんですけども、しかし、今、ちょっと肥満ぎみの子どもがおって、そのままずっと生活をしていって、あるときに生活習慣病になっていってしまうということについては、やはり健康増進という、市民の健康を守るという立場から、それをよしとしないということは理解できると思うんですよ。その立場で何ができるのか。当然、限界はあるのかもしれませんが、そういうところをしっかりと見きわめていただいて、そういう視点を持っていきながら運営にあたっていただきたいということも要望させていただきまして、質問を終わります。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 以上で質疑を終ります。

暫時休憩します。

(午後3時 8分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第9号及び議案第15号の審査を行います。

本2件については、補足説明を省略し、

質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 後期高齢者医療特別会計についての質問をいたしたいと思います。

これも前後しますけれども、補正予算の方で保険料が減額補正ということなのですが、この中身をお聞きしたいと思います。そして、どういう状況かということをお聞きさせていただければと思っています。

本予算の10ページ、これも保険料なんですけど、年金天引きが始まって、多く年金天引きもあるんですけども、普通徴収もあるという状態で、普通徴収で滞納というか、払ってもらえない方、こういった状況をどうつかまえておられるのかお聞きしたいと思います。

資格証の発行は、広域連合議会の方で見合わせているという状況だということは聞いておるんですけども、短期証も出ているという状態で受診抑制などが起こっていないか、身近な自治体の中で、どういうふうな状況があるかということをお聞きしたいと思います。

○森西正委員長 寺田参事。

○寺田国保年金課参事 後期高齢者医療特別会計における山崎委員の3点の質問に対してお答えいたします。

まず、補正予算の保険料の減額でございますけれども、当初は1人当たり9万4,969円ということで当初予算を策定いたしましたけれども、国の保険料の減額でありますとか、所得の減によりまして、現在推定いたしますと、1人当たり8万7,990円という形で、保険料の1人当たりが下がっているということによりまして、今回、補正予算を計上させていただきましたところでございます。

なお、20年度決算で1人当たり9万456円ということですので、21年度

につきましては、やはり所得等についても下がっているのではないかと、そういうふう認識いたしております。

続きまして、普通徴収の滞納分についてでございます。

滞納の方は確かにおられるのでありますけれども、普通徴収では、保険料にいたしまして収納率は約98%を維持しております。滞納の方はございますけれども、高齢者の方が悪質な保険料未納者というよりも、制度を理解していないということが一番大きな原因というふうに理解いたしております。

次に、3番目の短期証明書でございますけれども、資格証明書につきましては、後期高齢者医療につきましては、政権交代後、資格証明書の発行については本当に限られた分しか認めないという通達が回しまして、現在、広域連合でも、資格証明書の事務についてはストップしている状況です。

短期の保険証につきましては、後期高齢では6か月単位となっておりますけれども、本市におきましては13名の方に短期証を交付しております。

ただ、短期の被保険者の方につきましても受診の抑制にならない、また受診するに困らない形で失格前には簡易書留郵便で郵送いたしております。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 後期高齢者医療制度で共産党は、うば捨て山の制度だというような批判をさせていただいているわけなんですけれども、本当にお年寄りが医療をしっかり受けられる制度をつくっていかなくてはいけないと思っておりますけれども、短期証の発行が13名ということで、これを郵送しておられるということなんです、どういう状況かというか、普通徴収でお金も払っていないとい

う状況なのかというのを、接触されとかいような方策というのはとられないんでしょうか。その点についてお聞きしたいと思います。

○森西正委員長 寺田参事。

○寺田国保年金課参事 短期の被保険者証発行者につきましては、必ず臨戸訪問をいたしております。ただ、会えない方もございます。

短期の被保険者証の発行につきましては、やはり本人さんに責任があるもの、もしくは、その生計を維持している世帯主に責任があるもの、必ずしも高齢者の被保険者に責任を求められない場合もございますので、短期証を出すに当たりに当たりにしても、また短期証を手元にお届けするに当たりにしても、その辺は配慮させていただいておつもりでございます。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 今どういう状況かというのが、会えないとか、そのご家族の状況とかが確認できないと、なかなかわからないとは思いますが、ぜひどうしても、それこそ国が言うように、医療を必要とする方が多い後期高齢者ですから、しっかりと医療を受けられる状況を担保していただきたいと思っております。

国は、これを基本的には廃止していくという方針を出しておりますけれども、被保険者の医療の自己負担についても、保険料についても、お金がなくなると医療にかかれないというような制度にならないようにしっかりと求めていただきたいと思っております。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時37分 休憩)

(午後3時39分 再開)

○森西正委員長 再開します。

議案第8号及び議案第14号の審査を行います。

本2件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

本保委員。

○本保加津枝委員 では、議案第8号についてお尋ねをいたします。

予算書24ページ、概要の方が200ページから201ページになりますけれども、こちらの歳出の介護予防一般高齢者施策事業費のうち介護予防普及啓発事業の介護予防普及啓発委託料163万5,000円が計上されておりますけれども、この普及啓発委託の事業内容についてお聞かせをいただきたいと思っております。

あと1点、介護予防特定高齢者施策事業費の中で、委託をされております特定高齢者把握委託の事業ですね。1,769万3,000円ということで、同じく通所型介護予防委託料が300万円上がっておりますが、この3点の内容について詳しくお聞かせをいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○森西正委員長 川口参事。

○川口地域福祉課参事 1点目の介護予防普及啓発委託料についてですけれども、こちらは、介護予防事業の実施に当たりまして、街かどデイハウスで介護予防事業に取り組まれていることに対する委託料ということで、それぞれ介護予防の中に運動と口腔と認知ということでの予防事業に取り組んでいただいております。

それぞれ、口腔は月に1回、運動と認知は週に1回のペースで取り組みをいただいておりますことに対する委託料ということになっております。

それと、その前のページの特定高齢者

の把握委託料については、特定高齢者に対して、通所型介護予防事業の実施になるわけですけれども、特定高齢者を把握するに当たりまして、これは事業実施については、特定健診のときに同時実施をお願いをしておりますので、生活機能評価という検査を委託しておりますので、特定健診を実施する保健センターと市内の医療機関の方への把握についての委託料です。

21年度は、まだ年度途中ですので正式な数ではございませんが、医師会で特定健診とあわせて生活機能評価を実施していただいた件数が1,196件で、保健センターで実施していただいた数が1,089件というふうになっております。

通所型介護予防事業についての委託料ですけれども、これは特定健診と同時実施の生活機能評価から上がってきました特定高齢者に対する事業としての位置づけですけれども、特定高齢者に合わせまして、より充実した内容とするために、地域にいらっしゃる特定高齢者という、そういう検査を通った方ではないですけれども、虚弱な高齢者の方を、民生委員さんですとか包括の訪問事例のひとり暮らし高齢者の中からも、そういう対象となるような方にお声をかけさせていただいて、事業を実施しております。

この委託先は、保健センターとふれあいの里で、週に1回3か月コースを3クール、それぞれ保健センターとふれあいの里で実施をいただいております。それに係る委託料ということでございます。

○森西正委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 介護あるいは高齢者の施策につきましてはさまざまな形でたくさん委託事業が目につきます。こういった委託事業なんかでもきちんとした形で、また結果ですね、どれだけの向上

が見られたのかとか、機能回復が見られたのかとか、虚弱の方、例えば声かけをしたりとかして、見守りをするのに対してどんなふうな変化があったかとか、一定の経過を記録をするような形で、調査書のようなものも多分つくっておられると思いますけれども、それをしっかりと、今回こういった形でお聞かせをいただいたんですけれども、介護ですとか高齢者施策の予防ですとか、またその後の対応とかについての資料として、活用できるように、またしていただけたらなと思います。

先ほど来、多くの委員からも意見が出ておりますように、やはり全体でしっかり連携をとって、似たような施策、委託事業がたくさん並んでしまって、どこにご相談に行っているのかわからないとか、またその分だけ経費の負担が大きくなるというようなことがないように、しっかり連携をとって効果的に活用をしていただいて、委託事業を実施をしていただきたいと思います。

私ども公明党も、全国の現場で一斉に介護アンケート調査をいたしまして、それを集約をして、先般国に新介護ビジョンとして提言をさせていただきました。

今後、介護予防の啓発というのは、本当に介護保険は、やっぱりしっかり下地を支えるといいますか、強い基盤をつくるためにも重要な施策となってくると思っていますので、これからもしっかりと検証に努めていただいて、効果的な啓発がなされるように進めていただきたいと思いますので、要望といたします。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 3点ほど聞きたいと思うんですが、まず本予算の特別会計の10ページ、保険料見込みが書かれているんですけれども、現年度、普通徴収、年

金天引きで大分入ってくるわけなんですけれども、これも滞納の見込みというのか、こういった保険料見込みをされているのかお聞かせいただきたいと思います。

24ページの高額介護合算なんですけれども、国保でも聞かせてもらったんですけれども、介護と医療の合算で限度額を超えるものに関して還付をするという制度だというふうにお聞きをしました。特に介護を受けておられる方に、この仕組みをしっかりと把握していただいて、還付ということになれば請求が必要なのではないかなと思うんですけれども、周知をしていく事業内容についてお聞かせいただきたいと思います。

それと、28ページで積立金もあるわけなんですけれども、介護保険特別会計は決算でも指摘をさせてもらっているように黒字なわけです。3年ごとで収支を合わせるということなんですけれども、今期も黒字の見通しではないかなと思うんですが、初年度というか21年度のこの見通しでは、今の現時点で赤字か黒字かお聞かせいただきたいと思っております。給付の伸びと、それから加入者がふえてくる、その歳入の増加を突き比べると、この3年間も黒字でいけるのではないかなと思ったりもするんですが、保険料は、いわば先取りをされているという面では、値下げとか、還付というのか、戻すというような方法がないのかと考えています。とりあえず、21年度の見通しをお聞きしたいと思います。

○森西正委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 山崎委員の3点のご質問についてお答えいたします。

まず、介護保険料の収納に関してでございますが、ご存じのように特別徴収と普通徴収がございまして、特別徴収の方が約83%、これについては、収納率は

100%で見込んでおります。それから、普通徴収については残りの17%の方、これについては、予算上は89.4%という収納率で見込んでおります。

あと、介護保険料の場合は時効が2年間でございますので、滞納の繰越分、これは一定の収納率を見込んで予算化をしております。

この収納率の傾向なんですけれども、年々減少の傾向にはございます。トータルで見ますと、制度当初は大体98%台の前半ぐらいで推移しておりましたが、20年度決算時点で97.8%ということで98%を割り込んでおります。

普通徴収の方が、一番収納率が高かったときで93%ほどございましたが、来年度の見込みは89.4%というような状況でございます。

それから、高額医療合算介護サービス費についてでございますが、これは介護保険の自己負担と医療保険の方の自己負担、それぞれ1か月ごとに高額の上限があるんですけれども、その制度を適用した後に、年間の自己負担額が、合算して一定額を超えたときに超えた分を還付すると、支給するという制度でございます。

これにつきましては、国保及び後期高齢の医療保険の方に加入されている方につきましては、国保連合会の方でデータが介護の分もすべて集約されますので、一定、国保連合会の方で仮に算定しまして、勧奨の通知が出るというような仕組みになっております。これは始まって間もない制度なんですけれども、1回目の勧奨が、国保連合会で計算した結果、それぞれ後期高齢の方と、それから国保の方から、ことし1月に行われたというふうに聞いております。

それを受けて、それぞれの医療保険者の方に支給申請をしていただいて、それ

でまた介護の方のデータと正式にデータを突合しまして、それぞれの医療の保険者と介護の保険者に、この方については、幾ら還付がありますというような通知が来て、そこからお支払いというような流れになっております。

あと、社会保険の方の被扶養者等の方につきましては、今のところ勧奨という仕組みがない、あるいは組合ごとになっておりますので、まず該当するということがわかった方につきましては、介護保険課の方にその期間中どれだけ自己負担があったかの証明の発行の申請をさせていただいて、その証明書を持ってそれぞれの健保組合の方に還付の請求をしていただくというような流れになっております。

制度自体につきましては、摂津市としましては、国保の方で広報紙等の掲載はしておりますが、国保加入者、後期高齢者医療の加入者の方については勧奨の通知が出るということでございますので、そういうのをごらんになって、手続をそれぞれの医療保険者の方にさせていただくということになっております。

現状、今年度については、3月の国保連合会での審査、4月の支払いというのが一番最初になるかと思っておりますので、その3月の審査の結果がまだ国保連合会の方から来ておりませんので、どの程度の方が、どれぐらいの金額なのかというのは、まだ把握しておりませんので、22年度の予算計上につきましても概算ということでさせていただきます。

それから、積立金、基金等もあるということで、今後の財政見通しということでございますけれども、委員からのご指摘もございましたように、介護保険は、3年間の事業計画の期間の中で財政を調整しまして、収支が合うようにというこ

とでございます。

第3期の20年度末に、基金の残高が約12億6,000万円ほどございました。ただ、給付の伸び等もございまして、この第4期の計画期間中で全額を取り崩しまして、さらに介護従事者の処遇改善ということで介護報酬が3%増額になった分に対する国からの交付金、これも当然すべて投入しまして3年間の介護保険料を据え置いたところでございます。

ということでございますので、計画上は基金を全額取り崩して、3年後には収支がゼロになるというような計画でございます。

21年度、現状での見込みなんですけれども、給付の方につきましては、ほぼ当初予算に近いような形で推移しております。

20年度から21年度、大体10%増ぐらいの給付の見込みを立てておったんですが、ほぼそれに近い形、21年度から22年度、それから22年度から23年度につきましては、給付が大体4%強の伸びを見込んだ事業計画になっております。

それが歳出でございますが、歳入の方につきましては、被保険者の増ということで、これは既にもう、21年度の時点で事業計画よりも約400人ほど上回っております。

ということは、その分、保険料の収入はふえるものということで見込んでおりますが、今年度はまだ、給付がほぼ計画どおりで推移しそうなんですが、被保険者が予想以上に上回るということは、今後給付が予想以上にふえるということも考えられます。その辺、最終的に23年度末ですね、第4期の末でどうなるかというのは、ちょっと今の時点でなかなか想定はしにくいんですけれども、給付の

増になる部分につきましては、介護予防でありますとか、給付の適正化という取り組みの中で、できるだけ給付がふえないようにというようなことにも努めていきたいと思っておりますし、結果的には黒字ということになれば、その部分については、第5期の保険料の上昇の抑制にそれもすべて投入するというような考え方で、今後事業計画を立てていきたいというふうに考えております。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 まず、保険料の方ですけれども、そういった意味で、収納率が下がってきている実態をどう見ておられるかということなんですけれども、基本的に、ほかの保険に比べて高く払えないという状況がやっぱりあるのではないかと、その辺をどう見ておられるのか。これに対処をする必要があるのではないかと思うんですけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それと、医療の方での勧奨で戻ってくるんですけれども、月ごとの分と年間の分と合わせてということになるので、仕組みが結構わかりにくいと。対象としては、やっぱり介護サービスを受けられている、給付されている方が対象になるわけですから、介護保険の方でも、その給付を受けられている方が、自分の状態がどうかということがわかるようなアドバイスができないものかなと思っておりますので、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

それと、黒字の話なんですけれども、給付は当初の予定どおりのような形で進んでいるということで、保険料を負担していただく加入者というか、被保険者が400人ほど上回ってくるということで、これすべての方が給付を受けられる対象ではないわけですね。そうすると、やは



り黒字ベースで進むのではないかなというような気がするんです。ぜひとも、黒字ベースでいくということは、保険料で言うと、それこそ自分が受けるか受けないかわからないような給付のお金を先に積んでおくというような形のとられ方が非常にやっぱりあるのかなと思いますので、ぜひとも第5期の保険料は引き下げてもらえるような設計ができないかなと思っておりますので、これは要望としておきます。

○森西正委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 収納率の低下ということで、実態がどうなのかということですが、介護保険課の方では、滞納されている方の実態調査ということで定期的に訪問をしております。

訪問する中で、納付相談あるいは制度のご説明をさせていただいているんですが、21年度については8月と11月と2月に各1週間程度集中して、担当者が戸別訪問を行っております。

確かに、生活が苦しいということで納付がしんどいというお話を聞くわけなんですけれども、実際に2年間の時効が来て、不納欠損というようなときに、最終的に実態をまとめた資料等もつくっておるんですが、やはり8割ぐらいの方が非常に支払い困難、生活困難というふうに把握しております。

そういう中で、独自減免の制度ということでも保険料が第3段階の方を対象に、一定、収入であるとか預貯金であるとかの実態を把握した上で、第2段階の保険料に減額するというような制度も設けておりますし、そういったことの広報等にも努めておるんですけれども、なかなか今の非課税の方は収入、課税の方は所得というようなことで、階段状の保険料の仕組みというのは、これは全国的に決まっ

た枠組みの中でやっている部分でありまして、どこで差をつけるかといったら、所得のある方をどれだけ差をつけていくかというようなことの工夫ぐらいしか保険者の方ではできませんので、いわゆる低所得者の負担のあり方、対策については、引き続き国の方に、制度のあり方について検討していただくように要望しておりますし、来年度に入りますと、第5期の計画について、国の方でもそのあり方について議論されるというふうに聞いておりますので、その中で保険者として引き続き要望していきたいというふうに考えております。

それから、高額の合算制度の勧奨ということですが、もちろん医療保険者に任せてということではなくて、介護保険課で独自につくっております市民向けのパンフレットに内容を掲載したりとか、ホームページに掲載したりというようなことで、できるだけ周知を図るようになっておりますし、今後利用者の方に、いろんな通知とか発送をしたというような機会ごとに、そういうPRにも努めていきたいというふうに思っております。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 介護保険だけですべてが賄えるということではないですけども、本当にお年寄りが不安なく生活できるように、老人福祉法に基づく体制というのをしっかりと国も自治体も整えるように推進していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 それでは、何点かにわたってお聞きしたいと思います。

まず最初に、先ほど本保委員からも質問がありました。議案第8号ですが、予算書24ページ、介護予防特定高齢者施策事業費の中ですが、特定高齢者把握委

託料、これは今回1,769万円という  
ようなことで計上されているんですが、  
昨年との比較で600万円ほど減額になっ  
ている、その中身がここだというふう  
に見ているんですけども、20年度の決  
算では、たしか2,000万円ほどの支  
出になっていたかというふうに思っ  
ます。この減額についての経過を教え  
ただけたらと思います。

続いて、28ページ、地域支援事業費、  
包括的支援事業・任意事業費の中に組  
まれています。給付実績チェック、これ  
も委託料になりますが、金額はそれほど  
大きくはありませんけれども、昨年  
から計上されて、今年度375万円組  
まれていて、22年度には152万3,000  
円というように計上になっています。こ  
実際どういう中身になっているのか、  
また給付実績チェックという事業につ  
いてお聞かせいただきたいというふう  
に思います。

それからもう1点、これは予算の部分  
からちょっと離れますけれども、この  
間、大阪府が事務事業委託にかかわ  
っての権限移譲を随分と市の方に求  
めているのがあるんですけども、その  
中で介護保険課にかかわる部分がた  
くさん上がっています。介護老人保  
健施設の許可等にかかわること、ま  
た介護老人保健施設の開設者につ  
いて指定があったものと見なされ  
る居宅サービス云々、8から9項目  
にわたって、事務事業の委託にか  
かわってたたき台の、私、今手元  
にいただいた一覧の中にはあるわけ  
なんですけれども、そのあたり、担  
当課の方での今の検討や見直しに  
ついてお伺いできればというふう  
に思っております。

以上3点、よろしくお願ひします。

○森西正委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 給付実績チェック

の委託料と、府の権限移譲についてお  
答え申し上げます。

まず、給付実績チェックの委託料の中  
身と減額の理由ということなんです  
けれども、これは21年度から、給付  
適正化事業の一環として取り組んだ  
事業でございます。中身としましては、  
民間の居宅介護支援事業所の方で  
作成されていますケアプランにつ  
いての中身の点検、それと、それ  
についての助言・指導というよう  
なことを、実際の国保連合会から  
のサービスの給付の実績データと、  
それから市の方で持っております  
要介護認定の調査結果のデータ、  
これを突き合わせして、その資料  
をもとに助言・指導をしていく  
という内容で、それによってケア  
マネージャーの質の向上と、ケア  
プランの中身の向上というように  
取り組んでおるものでございます。

21年度につきましては、給付の実績  
のデータと認定のデータを全件突  
合するようなコンピューターのソ  
フトと、そのシステム一式を導入  
しまして、その初期経費がかか  
っております。それと合わせて、  
実際に指導・助言を行うのを委  
託先のケアマネージャー等の資  
格をもちました専門職の方に依  
頼して、我々職員が立ち会いとい  
いますか、同行しながら一緒に  
助言・指導をしているんですが、  
そのための、専門職の方の委託  
の費用ということで、21年度は  
予算執行しておったんですが、  
22年度は、コンピューター  
の方の初期の導入費用が必要  
なくなっておりますので、その  
分の減額ということございま  
す。

それから、大阪府からの権限移譲  
について、介護保険に係る分とい  
うことなんです。主に事業所の  
指定、それから指導・監査とい  
ったような事務が、今大阪府  
の方で広域的に実施しておるもの  
を市

町村に移譲しようというような考えで、大阪府の方から示されております。

これにつきましては、同様の事務として地域密着型のサービスということで、今、市内グループホーム2か所と認知症の対応型のデイサービスセンター4か所、これについては既に、平成18年度から法改正によって、市町村の方で指定、指導の権限がおりてきておるんですが、そういうこともありまして、そのほかの施設あるいは居宅のサービスについてもすべて市町村の方でやらないかというようなことでの移譲の案でございました。

ただ、そうなりますと市内にも施設、居宅の事業所あわせて現在70を超えるぐらいあります。それから、そういう事務的な量ということもありますし、それぞれの事業所さんは、地域密着は市民の方だけ対象に今市内で活動されているんですが、そのほかの事業所については利用者の方も広域的な利用形態となっておりますので、市町村によって指導の内容が違ふとかですね、取り扱いが違ふというようなことも想定されるというようなことで、近隣の市町村ともそういうことで会議を持ったこともあるんですけども、なかなか市としてそれすべて受け入れるのは、広域的な対応ということと、それから事務的な分量ということで難しいのではないかなというふうなことで原課としてはそういう検討結果を取りまとめしておる政策推進課の方に伝えております。

ということで、すべての項目については現状では移譲は困難であるというふうに認識しております。

○森西正委員長 川口参事。

○川口地域福祉課参事 それでは、特定高齢者の費用の減ということのご質問について、お答えいたします。

19年度までは健診の体制が市民健診ということで、受診者の方が約5,000人ほどいらっしゃいましたので、その19年度の実績を踏まえた上で21年度予算ということで、20年度が年度途中なものですから、19年度の実績を踏まえて予算を計上していたんですけども、実際には20年度から市民健診から特定健診ということで、健診の体制が変わりましたことによって、受診者の方がかなり予想よりも下回りましたので、今度は22年度の予算のときには20年度の特定健診への変更によって減りました受診者で予算を計上しましたので、受診者で言いますと予算から見ますと1,200人ほどの受診者の減ということで、予算を計上したためにその差がこのような金額の差になっております。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 今の特定高齢者把握の分です、ね、経緯としてはわかりました。

ただ、特定健診になって受診者の数が減るというようなことですけども、減る中で把握の部分では十分やれているのかどうかという部分で、先ほどちょっと国保の管轄の部分のところでも市民健診から特定健診に変わって受診が減っていく、その中で受診勧奨もして対応してるけれどもというふうな話もありましたけども、ここのところもとりわけ高齢者にかかわってですので、十分な把握というふうな部分で今可能なのかどうかというふうなことで、ちょっと突っ込んでお聞かせいただけたらと思います。

それから、次の給付実績チェックというふうなところも、ご説明はわかりました。

ただ、今年度からこれが計上されて、その中身、議事録の中で見ましたら、やっぱりケアプランチェックということで、

実際、必要な介護を適正に事業が行われているのかどうかというようなことで、書類を付き合わせて審査するというようなことですが、その実際のところの把握ですよね、適正にやられているのかどうか、これを職員の方がつかむというようなことで、こういうチェックについても職員としてできればやった方がいいのかなみたいなそんなくだりがあったのかいうふうに思うんですが、実際、今年度からやられてみて、ケアプランに沿ってきちんとやられているのか、また問題等、もしこのチェックをかけていろいろ問題等が出てきてるような事例があるようでしたら、お聞かせいただけたらというふうに思います。

あと、事務事業の関係ですけれども、今、ご説明いただきましたように、たくさん事務事業、種類がたくさんありまして、件数で言ったらそれぞれが市内70を超える事業所等ありますけれども、ケースとしては少ない数で、また専門的な知識がいてというふうなことになるのかというふうに思いますけれども。これは、大阪府がつくった資料になるのかというふうに認識してはいますが、移譲方針というようなことで、これぐらいの事務だったら市町村で可能だろうみたいなことで、わりかし難度は低いというようなことで、これ出されてる部分で本当にそうなのかなというふうなことも私の方も思いながらやられてる担当の方、部署の方からの声も聞いてみたかったので、質問として挙げさせてもらいました。広域的な福祉の施設についても、やはり大阪府の役割というようなことで、じゃどういことが府の役割なのかというようなときに見てみたら、私も実際、そうした社会福祉法人で働いているときに、何度も大阪府に足運んだりとか、そういったこと

もありましたから思いますけれども、市で身近なサービスもちろんそうだけれども、大阪府がやるべき仕事というようなところの中身はきちんと押さえておいてもらう、そういうことはすごく大事なかなというふうに考えも持っていますので、この点についてはまた鋭意、また慎重な議論もしつつ取り組んでいただけたらというふうに思っております。

もう1点、この介護保険の制度の大きな流れについてですが、この間、摂津市のホームページでも開きましたら、介護保険にかかわってのところで介護保険制度が実施10年、ちょうどことしが10年目というようなことになりまして、厚生労働省が国民の皆さんからのご意見募集という取り組みをやって、摂津のホームページからもそこにリンクでつながるいうふうなこともあって、いろいろと私も興味があって見せてもらいました。

アンケートはこれから取り組んでいって、さまざまな意見が挙げられるのかな。ただ、ホームページだけの聴取でしたらなかなか挙がっていかないと思うんで、また大いにその取り組みについては知らせていくようなことが要るのかなというふうにも思うんですが、市民の皆さんからはかがやきプランのアンケートとかもいろいろとお聞きしてるかと思うんですが、やっぱりこの介護保険の制度設計のところでは、山崎議員からも言われましたようになかなか必要な介護が十分受けれるような状況になってるのかと言いましたら、難しい実態もあります。

あと、そういったところから市民の皆さんの意見の中で、私これは大事だなと思ったのがやはり先ほども見てましたまちづくり市民会議、総合計画に向けての市民意見なんです。

それで、高齢者が安心して安全に暮ら

せるまちへというようなことが、このまちづくりの市民意見いろいろと提言をまとめて出して一番トップにこのことがきてるんですね。おつくりになられた方たちの問題意識というようなところの大きいところに、このことがあるんだなというようなことをここで象徴してるかというふうに私は思うんです。最初のくだりがこういうことを書かれています。「現在の介護保険の仕組みでは、要支援より要介護、また要介護でもよりレベルの高い認定を受けてる人ほど介護にかかる費用が多い。」まさにそのとおりですね。また、「当たり前のことですけれども高齢者自身介護が必要になる状態になることを望んではいません。健康で充実した生活を送れることを望んでいます。」と、こういうことであります。多くの高齢者が要介護状態にならず、自立した生活を送れる。こういうことを将来望むことというふうに書かれています。

また、介護が必要となる高齢者の数が少なく、介護が必要な高齢者が十分な介護を受けれることができるようなそういうまちであってほしいと、そういうようなことも切実な願いだというふうに私は思っています。

そういった意味で、本当に今の介護保険10年目というようなことで、いろんなプランでは3年、3年が見直しの時期になってますけれども、本当に国民の皆さんがこのことに対して、どういうふうなこの10年を振り返るのかというふうな意味では、ひとつこの厚労省に向けたアンケートもちょっと取り組みが大事なのかなというふうに思ってます。この意見募集などについて、ちょっと担当の部署の方でどういうふうな位置づけとか、考えておられるか聞いておきたいなというふうに思います。

また、なかなか厳しい財政状況の中ですけれども、高い保険料を、また利用料を、その部分で言ったら軽減に向けた取り組みについて、ぜひとも前向きな検討をされるようにと、これは要望にしておきたいというふうに思います。

○森西正委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 まず、給付実績チェックの委託の件についての成果と問題点というようなことでございますが、これはあくまで高齢者の方々の自立支援につながるようなケアプランが適正に作成されているのかどうかというようなことを点検しようというような目的でございまして、実際に専門職の方が市の方に来てもらって、それから事業所のケアマネの方も市役所に来て、我々職員も同席する中で事前に何件かのケースのケアプランをもとにその事例を検討しながら、話しながら、よりよい内容にということで取り組んでおります。

21年度は10か所の事業所についてそれぞれ五、六ケースずつぐらいの方を選んで、その方についてかなり突っ込んだような内容のヒアリングそれからアドバイスをさせていただいたということです。

具体的にアセスメントですね、課題分析をしまして、そこからどんなニーズがあるのか、そしてどういう目標を持っていただいて、どんなサービスの提供をしたらいいのか、それが実際提供されてどういった結果だったのかのモニタリングというようなところが、適切に自立支援につながるような形で行われているのかというふうなチェックをさせていただきました。

その中で、担当として気がついたところは、ケアマネジャーさんのやはり力量に若干差があるのかなということも感じ

ておりますので、そういう事業の取り組みの中で共通して言えるようなことは、まとめて全体の底上げと言いますか、摂津市内、市内に限らずですね、摂津の利用者の方を持っておられるケアマネジャーのレベルアップにつなげていければなどというふうに思っております。

結構、指導的なことをされるのかなということでケアマネジャーの方も構えておられたところもあったんですが、実際には研修と言いますか、アドバイスと言いますか、ということで大変勉強になったと、今後のケアプランの作成に役立てたいというような声も聞いておりますので、こういう取り組みを続けていって全体的な質の向上につなげていければというふうに考えております。

それから、介護保険10年ということですね、どうかということなんですけれども、厚生労働省の方は3月末までですか広く国民からの意見を募集していますということで、そういう案内がありましたので、早速摂津市のホームページからもアクセスできるようにしました。

どれぐらいのどんな意見が寄せられているかちょっとわかりませんが、市民の方だけじゃなくてですね、介護保険課としても市の事業者連絡会の部会等においてもこういう取り組みをやってますとか、あるいは介護相談員さんとかについても厚生労働省の方もこういう意見募集していますよということで、幅広く国の方にも寄せていただくようにというようにPRもさせていただいています。当然、国任せということではなくて、日々窓口でお聞きするようなこと、あるいは事業者さんから市の方に入ってくるようなことも含めて、自治体としてできることってどれだけあるのかというのは非常に難しいですけれども、そういうお声を

できるだけ反映できるようなことは日々自治体としても考えているところではございます。

市民の方のまちづくりの委員会ですか、そういう中で話が出てるように、だれもできれば要介護にならず自立した生活をしたいというのは、これは同じ思いですので、今後の介護サービス、介護保険の給付だけでなかなかできない部分もあるかと思えますけれども、新たな課題の解決に向けていろんな声をできるだけ、幅広くお聞かせ願いながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○森西正委員長 川口参事。

○川口地域福祉課参事 それでは受診者数が減っているということであるが、特定高齢者の把握が十分できているのかというご質問にお答えいたします。

特定高齢者ということで、特定健診と同時実施をしています生活機能評価からの特定高齢者という意味では数の把握は減っているんですけども、目的はあくまでも特定高齢者であると把握した方々が介護予防講座を受けていただいて、改善していただくということが目的ですので、生活機能評価による受診者は減っているんですけども、その分、地域における民生委員さんですとか、ライフサポーターさん、見回りのヘルパーさん、あるいはCSWや包括の方の活動やふれあいサロン等にお越しになっていただいている高齢者の方で、やはりそういう特定高齢者と言われるような対象者の方については別途介護予防教室等にご案内をしておりますので、確かに生活機能評価からの把握の方は減っていますけれども、別の方法でできるだけそういう必要な方に対してご案内をして介護予防を受けていただいて状態を改善していただくというふうに取り組んでおります。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 この健診の制度が変わったということで、そのこと自体はこの部署のところで言っても仕方ないことですから、その中でできる条件を使って、医療・介護を必要な人たちにきちんと適切な支援ができるようにということで、引き続きよろしく願いいたします。

あと、給付実績チェックのところについて、ケアマネジャーの力量アップというように、この取り組みを通じて、つながっていくのが一つはプラスなのかというように、また担当の方で、そういう状況もわかってくるというように、引き続きそうした取り組みを通じて、より制度の中身ですね、自立支援に生かしていただけたらなというふうに先ほどの説明を聞いて感じました。

あと、厚労省がとってる意見募集ですけどもね、この間のいろんなパブリックコメントが、本当に形だけのものにならないようにあげていけるような、実際にこの制度については、いろんな意見を持っておられる方も多と思いますし、そういう声が反映できるように担当の方でも、取り組んでいただけたかなというふうなことと思っています。また市として、この10年振り返って、大きな国の制度ですから、制度をどうするかみたいなことでいいましたら、市の実態についての意見を国や府なんか市町村にとるのかどうか、わかりませんが、こういう時期ですので、ぜひとも声上げれるようにしていただけたらなというふうなことを要望もしておきます。

それから、やはりこの仕組みですね、要支援より要介護、それから要介護でもよりレベルの高い認定を受けてる人ほど介護にかかる費用は多いというふうなことでは。この間、障害者福祉の方で自立支

援法が廃止というふうな流れになっていてますけれども、障害者自立支援法、その前の支援費制度ですね、そういった制度の設計が介護保険に近づけるというふうな流れがあったかというふうに思うんです。そういう流れが訴訟の中でも違憲だというようなことを国が認めて制度を改めるといようなことが、今やられているわけなんですけれども、じゃこの介護保険はこのままでいいのかなというように、問題意識として持っています。

制度の設計が数年ごとにくらべて変わって、そういったことで障害の分野では大変だということも耳にはしていますし、またこの介護保険については、3年、3年の見直しということで今進められていってるわけですけども、この点、本当に国の制度について、市の方でどう感じておられるのか、このところについて最後ちょっとお聞かせいただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。よろしく願いします。

○森西正委員長 佐藤部長。

○佐藤保健福祉部長 この介護保険制度ができてちょうど10年というふうなことで、これについての市の考えというふうなことでございますが、まさにこの10年というのは日本での高齢化がどんどん進んできた10年でもあるわけですね。

そういう中で、介護が必要になった方々を社会で支えていこうという趣旨でこの制度がスタートしたという部分についてはですね、そういう中でこの介護保険制度がこういう形で、さまざまな問題は提起されておってもですね、やはりこの日本に根づいてきてるとい部分はこれはこれで評価はしていかなるを得ないだろうなと。

ただ、一方、現実の話としてですね、なかなかこの制度をつくった中で当初考

えておったいわゆる社会で支えるという部分が給付費の拡大というふうな問題の中で、いわゆる家庭での介護というような問題が出てきたり、また一人一人の市民の方々からすると、やはり在宅ではなかなか支えにくいというふうなことで、施設での介護を希望するというような声も片方である。

こういう中で、さまざまな問題提起なされてきておりますので、この制度がだめだということではなくて、やはりこれからますます高齢化が進んでいくわけですし、まさに団塊の世代が介護保険の一号被保険者の年代に差しかかってくるわけですから、そういう中でこの保険が一人一人の方が介護を受けるようになったときにですね、より利用しやすい、よかったなと思っていただけるように、問題点については大阪府の市長会を通じてですね、国に対しては、これまでしてなかったというのじゃなくて、これまでも要望はしてきておりましたが、より一層、やっていきたいというふうに考えております。

○森西正委員長 弘委員。

○弘豊委員 本当に市民の皆さんが望んでいる将来こうあってほしいというような介護の部分ですね。高齢者が要介護状態にならず自立した生活を送れる、本当にそういうふうな希望ですね。それから介護が必要となったときに本当に安心して受けられる、そういうものに現時点ではなっていないというふうに思っています。

ぜひとも市の方としても一番身近な市民にとってのよりどころとなるようなそういう行政としての役割を果たして頑張りたいと思います。

○森西正委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 以上で、質疑を終わります。

ます。

暫時休憩します。

(午後4時41分 休憩)

(午後4時42分 再開)

○森西正委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第3号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第4号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第7号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第8号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号について、可決することに



賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第10号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第12号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第14号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第15号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第23号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第28号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定

しました。

議案第31号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第33号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第34号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午後4時45分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 森 西 正

民生常任委員 本 保 加 津 枝